

「e-Japan 重点計画-2004」(案) に対する意見及びそれらについての考え方

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
基本的な方針			
【基本的な方針】	官民の役割分担について	<p>意見1) 官民の役割分担、民への期待を明確にすべき。(日本電気株)</p> <p>意見2) 民間活力を最大限に活かすには、民間事業者の事業運営を圧迫することなく、市場原理の下、各企業の創意工夫と自己責任で各種施策を行うことが重要であり、また、政府がとる具体的施策には、民間の技術開発インセンティブや投資意欲を促す規制緩和や各種支援が必要である。(東京電力株)</p> <p>意見3) 今回の重点計画に掲げられた個別施策の実施に当たっては、民間事業者として、自由な事業運営に制約が課されることなく、自らの判断と責任の下、創意工夫を活かしつつ取り組んでいける枠組みとすることが不可欠である。(電気事業連合会)</p>	<p>官民の役割分担については、2.2.(1)に示したとおり、民を主役に官が支援する」を原則とし、まずは民間が意欲を持ち、自由で公正な競争を通じて、様々な創意工夫を行いIT革命を推進していかなくてはならない」としている。この観点から、政府の役割として、自由かつ公正な競争の促進、規制の見直し等の市場が円滑に機能するような環境整備、民間の活動に対する動機付けなどを掲げている。</p>
	IT戦略本部の役割と主導體制の確立について	<p>意見1) 複数の省庁に関連する案件は、省庁の役割分担や工程管理を明確にし、IT戦略本部の主導により推進して行くことが重要である。(社)日本経済団体連合会)</p> <p>意見2) 行政上の戦略(長期的展望)を明示して、IT戦略との整合性をとりながら推進すべき。(日本電気株)</p> <p>意見3)</p>	<p>・ご指摘の点は、2.2.(1)において、関係省庁の取り組みをこれまで以上に一体的・総合的に実施するため、関係省庁連絡会議の場を有効に活用し、関係府省で適切な役割分担のもと一体的な取り組みを促進することとしている。また、経産部・経産部協議会、規制改革・民間開放推進会議等、他の関係する会議・本部等との意見交換を密にし、役割分担を明確化するとともに、方策の提案や実施において緊密に協力することとしている。</p> <p>IT戦略本部の役割については、高度情報通信ネットワーク社会形</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>2006 年以降も世界最先端であり続けることを目指すためにも、IT 戦略本部の役割の持続性と、さらなるその機能強化が不可欠であることを訴求すべき。(社)電子情報技術産業協会)</p>	<p>成基本法 (IT 基本法)に定めている。また、IT 戦略本部を含む政府の推進体制強化については . 2 . 2 . において明記している。ご意見に留意しつつ、本部の機能を最大限発揮するように努めてまいりたい。</p>
	<p>成果目標等について</p>	<p>(意見 1) IT の利活用を促進するため、これまでに実施された施策によって実現した制度の利用状況を調査し、利用者の立場からみた具体的な成果指標を明記した計画とすべき。(社)日本経済団体連合会)</p> <p>(意見 2) 成果目標が記述されたことには一定の評価ができるが、PDCA のサイクルできちんと事後評価を行うために、数値目標を極力明記すべきである。(日本電気株)</p> <p>(意見 3) 世界最先端を目標に」と掲げているが、世界指標の明記がないため、どのレベルなのかかわからない。</p>	<p>e - Japan 重点計画-2004 案では、新たに「成果目標」を設定し、利用者の視点に立った社会的に実現したい状態を示しているが、成果目標については極力数値を明記している。</p> <p>資料編のベンチマーク集において、ブロードバンド加入数、ADSL 通信料金、インターネット普及率などについて国際比較を掲載している。今後も、各国の指標の収集に努め、評価専門調査会において適切なベンチマーク等を用いた評価がなされるよう留意してまいりたい。</p>
	<p>パブリックコメントについて</p>	<p>(意見 1) (1) パブリックコメントを作成するに足りる十分な期間が設定されていない。(米国大使館) (2) e-Japan 戦略等に関して一般からの意見募集を行うことは有意義であるが、今回の意見募集期間は幅広い様々な意見を募集するには極めて短い。意義のあるパブリックコメントとするためには、その期間は最低 1 ヶ月間を確保すべき。(ボーダフォン株) (3) パブリックコメントの募集にあたっては、詳</p>	<p>今後、パブリックコメントを実施するにあたっては、コメント提出に必要な時間等を勘案し、コメント募集期間を適切に定めてまいりたい。なお、「IT 政策に関する意見募集」を官邸ホームページに常時掲載し、意見を募っている。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>細に検討できるように十分な募集期間を設けるべき。(日本テレコム(株))</p> <p>(4) パブリックコメントの募集期間の十分な確保を要望する。(KDDI(株))</p> <p>(5) パブリックコメントの期間が短い。これでは十分な国民の声が反映されるとは思えない。パブリックコメント期間を最低でも1ヶ月はとる必要がある。</p>	
	<p>・その他</p>	<p>(意見1) 数々のコンテンツと情報サービスを整備し、専門家を養成し学生へ情報教育をする一方、5000万人のブロードバンド固定利用者を育てる。この5000万人の多くはにわかユーザで情報弱者でもある。この5000万人のスキルをどう向上するかについての視点が無い。</p> <p>(意見2) ソフトウェア、特にパッケージソフトウェア、コンポーネントの開発促進を重点政策分野に入れるべき。</p> <p>(意見3) 以下の点を考慮し、重点計画を展開することを要望する。 新規需要を創出する新たなサービスアプリケーションの早期実現 普及 新たなサービス実現を阻害するあらゆる規制の撤廃とともに、IT社会に適応した各種制度の是正 これらのサービスのグローバル展開によるわが国の国際競争力の強化 持続的な成長のための研究開発の更なる充実と時代に即した仕組み 制度の改善。 (情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>・「 .2.(3)国民のIT活用能力の向上」において、全ての人々がIT活用能力の向上を図るための必要な施策を実施する」とし、具体的な施策を明記している。</p> <p>・ . [2]7.2) .1.(2) にも述べているとおり、ソフトウェアの研究開発は、安全、安心、便利、感動、社会の実現の上で重要性の高まる技術の開発と位置づけ、今後とも推進することとしている。</p> <p>e-Japan 重点計画-2004 案で、「 .4.IT規制改革の推進」、「 .1.研究開発の推進」等に取り組むこととしている。研究開発の推進 の中では、我が国が世界に誇れる強い技術と先端基礎技術の研究開発を一層推進することにより、情報通信産業における国際競争力の強化を図ることとしている。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
2005年の目標達成への施策の重点化 体制整備と2006年以降に向けての布石			
〔1-1〕加速化5分野			
【1. アジア等 IT 分野の国際戦略】	・アジア諸国との IT 協力推進の制度・体制のあり方について	意見1) アジア諸国との協力の推進について目標達成に向けた制度見直しも含め具体的な取り組みが望まれる。(富士通株)	ご指摘の点を踏まえ、アジア諸国との IT 協力を早期に実行できるよう、現状の IT 動向にマッチした実施施策、体制等の検討に取り組んでいきたい。
	・アジア経済圏への共通ネット通貨の導入について	意見2) 足の早い我が国の協力、本分野における具体的な現実的なコミットメント、スキーム及び体制が必要。(日本工営株)	ご指摘の点を踏まえ、アジア諸国との IT 協力を早期に実行できるよう、現状の IT 動向にマッチした実施施策、体制等の検討に取り組んでいきたい。
		意見1) アジア経済圏の基礎となる固定相場の共通通貨を現行通貨に加えネット上のみ設ける。個人はその通貨を携帯に取込みRF技術によりeマネーとしてサインレスで使う。(青山学院大学大学院)	通貨を携帯電話に取り込みRF技術によるeマネーでの使用は、日本国内では実用化されつつあり、技術的には可能である。他方、固定相場の共通通貨については、その前提として域内為替レートの安定化、市場の統合、各国経済の発展段階の収斂、マクロ経済政策の協調など、多くの条件を満たす必要がある。通貨制度の協調のあり方に関しては、専門家や研究機関の知見を参考にしつつ、中・長期的な課題として、東アジア政策当局者間で議論がなされており、引き続き、議論を深めていく必要がある。
・IQパスポートについて	意見1) アジア地域でのIPパスポートの導入支援は、導入支援だけではなく日本がイニシアティブをとって進めるべき。(社)電子情報技術産業協会)	ご指摘の点を踏まえ、日本がイニシアティブをとりながらのアジア地域での導入支援を検討する方針。	
	意見2) アジア地域を始め、セキュアなICカードの特性によるパスポートの電子化の世界規模への推進(個人 青山学院大学 専門職大学院生)	(2) ウ)アジア地域でのパスポートの導入支援にて、検討していく方針。	
省庁連携強化について	意見1) 省庁横断的連携の強化による海外へのスムーズな技術の展開を期待。(日本電気株)	ご指摘の点を踏まえ、省庁連携を図りながら、日本の競争力のある技術を海外へ展開していく方針。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		意見2) 「アジア IIイニシアティブ」と「アジア・ブロードバンド計画」の統合を図り、省庁連携の上、効率良く推進すべき。(社)電子情報技術産業協会)	ご指摘の点を踏まえ、「アジア IIイニシアティブ」と「アジア・ブロードバンド計画」については、引き続き、省庁間の連携を図りながら効率良く総合的かつ整合的に推進していく方針。
	人材育成について	意見1) IT技術者ではなく、ブロードバンド環境を活用できるコンテンツクリエイターの育成がIT活用のためには重要である。(日本電気株)	ハード面のみならず、ソフト面での人材育成も考えているところであるが、ご指摘の点を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。
	広域連携システムについて	意見1) トレーサビリティ、デジタル著作権保護やeスポーツのように、広域でしかも同時に整備されなければ効果が薄れるシステムの構築をアジアも含めて優先すべき。(日本電気株)	ご指摘の点を踏まえ、今後は、国間プログラムにとどまらず、多国間プログラムのより積極的な推進を図り、広域的なシステムの構築を推進していく方針。
	共同事業の活用について	意見1) 日本よりも進んだIT活用事例がアジアにもあるので、共同事業の観点からそれらの活用も視野に入れた施策を検討し、記述すべき。(日本電気株)	ご指摘の点を踏まえ、アジアの共通事例との関係も含めて、事業のプランニングの際に、必要に応じて検討してまいります。
【2.セキュリティ(安全・安心)政策の強化】	社会的視点に立った情報資産がさらされているリスク・年間損失コストの明確化について	意見1) 情報セキュリティに関して、社会的情報資産がさらされているリスク、年間損失コストを産出することで、社会的資産への情報セキュリティ施策の重要性を広く国民に理解させることが重要(JE I A)	ご意見を踏まえ、さらに啓発活動を推進して参りたい。
		意見2) 情報資産を社会的資産として国民に認知して頂くためにも、交通における渋滞・事故による社会的年間損失資産額や火災による損害額と同様にコスト換算してどの程度であるのかを明示し、積極的にセキュリティ施策に投資するに必要な危機感を感じる要素が必要(日本電気)	情報セキュリティを侵害する事案が発生した場合にはその被害や影響が及ぶ範囲が広範囲であることとも相俟って、情報に係る経済的損害の額を計測することは、物理的損害や人的損害の場合とは異なり困難な場合も想定されるが、ご意見を踏まえ、どのようなパラメータを設定すべきか等も含めて、情報セキュリティを侵害する事案による損害額の算定方法の検討とその結果の効果的活用を検討して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	情報セキュリティ対策の評価体制や技術的水準、運用基準の検討結果の公開時期または公開方法について	<p>(意見1) 各府省庁の情報システムとその運用に関する安全基準の策定を行うとともに情報セキュリティ対策の評価体制について検討する。(2-ア)「情報システムが最低限満たすべき技術的水準及び運用基準について官民で協力しつつ検討する。(2-ウ)」との表記があるが、これらの検討の結果は、いつごろ、どのように公表されるものか(公開はされないのか)、検討の結果を段階的に公示するなどの予定はあるのか、できるだけ明確にして示して欲しい。</p>	<p>情報セキュリティの本質上、すべてを公表するべきものであるかどうかは検討の余地があるが、政府の情報セキュリティは国民の重大な関心事項であるので、情報セキュリティの本質に反しない範囲で、可能な限り公表して参りたい。 なお、公表の時期については未定である。</p>
	重要インフラの情報セキュリティの確保について	<p>(意見1) 重要インフラの情報セキュリティの確保するための諸方策の実施に際して、各事業者の経済的負担を軽減する支援策についても、併せて整備頂くことを要望する。(東京電力)</p>	<p>本年度中に実施することを予定している演習や調査研究の結果などを踏まえつつ、検討して参りたい。</p>
	<p>・「ITで守る」について</p> <p>国家公務員身分証明書ICカード化について</p>	<p>(意見1) ITで守る政策により、安全安心を確保する必要があるが、ITで全てが守れるわけではないということを確認してお必要がある。</p> <p>(意見2) ITのセキュリティに関しての技術論に終始している感じが強く、「ITで守る」という生活者における視点も全面に押し出すことを要望する。</p> <p>(意見1) 地方公共団体への仕様公開を前提とする国家公務員身分証のICカード化(岐阜県)</p>	<p>ご指摘の通り安全安心を確保するためには、ITだけではなく様々な手段を講じる必要がある。ITはそのうちの1つの手段に過ぎないが、情報技術の急速な向上や普及により、ITは様々な情報を伝達する上で非常に有効な手段となった。例えば緊急時の通報連絡というような点において大きな効果を発揮すると思われ、このITの持つ利便性を安全安心の確保に積極的に活用していきたいと考えている。</p> <p>安全や快適が確保された生活の実現に向けては、「1-23生活(2)温かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上」として施策を講じているところ。なお、家庭におけるサービスは民間事業者が主体となって提供すべきものと認識している。 ご指摘を踏まえて検討を行ってまいりたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	様々な情報通信手段による緊急通報への対応	(意見1) 2004年度中に携帯電話からの緊急通報車の位置情報通知を、通称場所に係わらず位置情報が特定できるよう要望する。(有視光通信コンソーシアム)	携帯電話からの緊急通報者の位置情報通知に係る技術的条件については、緊急通報受理機関における要求条件を満たすような位置特定を可能とすべく、必要な測位方式や送受信方式等について取りまとめることとしている。
【3.コンテンツ政策の推進】	コンテンツ制作の活性化について	(意見1) (1)方針が既にあるコンテンツの流通に偏っていて、新規コンテンツを生み出すための方策の具体例がない。 (2)個人のアイデアを世に出せるような仕組みを優先すべき。 (意見2) 新たなブロードバンドコンテンツの創造、事業化への支援および実証基盤の整備支援、小額の有料コンテンツ課金や端末認証、個人認証等の新しいサービス基盤の整備支援等の新たな施策を提言する。(情報通信ネットワーク産業協会)	・ 0-1 3.コンテンツ政策の推進及び 0-2 5.知における、(2)ア) 人材の育成、イ)「コンテンツ政策の活性化」にある通り、コンテンツ制作活性化に関する施策を講ずることとしている。 ・ 0-2 5.(2) d) 多彩なコンテンツ流通基盤の整備や 0-2 3.(2) ア b) 情報家電に係る主要技術の共有化、標準化等の施策における取組は、ご提案いただいた事項に沿うものと認識しているが、ご意見の趣旨を踏まえ、今後必要に応じて検討して参りたい。
	下請代金支払遅延等防止法について	(意見1) 下請法の運用に際しては放送番組の性格を十分に考慮する必要がある。(株)フジテレビジョン)	下請法の改正により、平成16年4月1日から、放送番組を含む情報成果物の作成委託に係る下請取引についても下請法の規制の対象となることとなったが、放送番組等の情報成果物の特性も踏まえ、パブリックコメント等の手続を経た運用基準を作成して平成15年12月にこれを公表したところであり、この運用基準に従って運用を行っていく。
	コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定周知	(意見1) (1)アニメに特化した契約ガイドラインの策定は不要であり混乱を招くので慎重な取扱いが必要。(株)東京放送) (2)コンテンツ取引の契約見本は、民間ベースの話し合いにより公正なものとなるようお願いする。(株)フジテレビジョン)	策定される契約書の雛型(契約見本)は、民間の取引交渉のたたき台となるもので、雛型のとおり契約することを強制するものではないが、関係者等のご意見を踏まえつつ、検討を進めて参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進	<p>(意見1)</p> <p>(1) 著作権法上の裁定制度の利用促進』は著作権保護に逆行する恐れもあり、慎重な検討が必要。(株)東京放送)</p> <p>(2) 既存コンテンツの再利用に向けた著作権法に関わる課題の早期解決と現計画の前倒しを考慮願いたい。(情報通信ネットワーク産業協会)</p> <p>(3) 著作権など知的財産権の適用方針についてのガイドラインを定めるべき。特に既存コンテンツの再利用については、その自由度を高める指針の策定が望まれる。(社)電子情報技術産業協会、日本電気株)</p> <p>(同旨1件)</p> <p>(意見2)</p> <p>(1) “放送”と“インターネット配信”の著作権法制度における位置付けの検討に際しては、放送の社会的役割を十分に考慮するべきである。(株)東京放送、(株)フジテレビジョン)</p> <p>(2) コンテンツの二次利用の促進、およびコンテンツ市場・ブロードバンド市場双方の発展のため、および有線放送と比した映像品質・視聴形態・権利保護技術が同等以上であることから、著作権法上の放送とブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送の位置づけを同列に扱うべき。(KDD株)</p>	<p>知的財産権審議会2004(2004年5月27日決定)の第4章9.(5)において、)著作権者不明等により著作物の利用許諾契約が締結できない場合に、著作物の裁定制度が円滑に利用できるよう、手続きの見直しを行い、その利用マニュアルを2004年度中に整備し、公表するとされたところ。</p> <p>知的財産権審議会2004(2004年5月27日決定)の第4章9.(5)において、)「コンテンツがブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送において有効に活用されるよう、2004年度も引き続き権利者等の関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置づけについて、市場や国際的な動向を踏まえつつ2004年度に検討する」とされたところ。</p>
	コンテンツ流通に向けたボトルネックの解消について	<p>(意見1)</p> <p>地域特性の考慮や、安価にコンテンツビジネスに参画できる仕組み、流通に向けたボトルネック解消に向けた新たな実証を行う事で、普及促進をお願いしたい。(日本電気株)</p>	<p>・ 1-2 5 知における、(2)イ) 地域の特色ある文化等に関するデジタルコンテンツの制作・流通」、) 地域における新たなコンテンツ創出の促進等」、及び(2)ア) デジタルコンテンツの流通環境の整備、を着実に推進して参りたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	政府コンテンツの利用拡大	<p>(意見1)</p> <p>(1)国、公的機関が権利を保有するコンテンツについては、出来る限り民間開放することを前提として検討を願うと共に、そのアクションプランの早期策定を考慮願いたい。(情報通信ネットワーク産業協会)</p> <p>(2)政府コンテンツのデジタルアーカイブ構築と一般利用の拡大において、国立図書館のアーカイブの促進を要望する。</p>	<p>国民からのニーズの高い防災情報や公立の美術館、博物館等の所蔵品デジタルアーカイブ化を推進することとしており、ご意見を踏まえ対応して参りたい。また、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正。</p> <p>ア 政府コンテンツのデジタルアーカイブ構築と一般利用の拡大(内閣官房及び全府省)</p> <p>国立国会図書館における政府刊行物アーカイブ(文書や記録を電子的に集積し保管する書庫)構築及び同図書館のウェブページアーカイブを活用した政府各機関ホームページの長期的保存により、国等の有するコンテンツの利用機会の拡大と保存を図るため、同図書館も参加した連絡会議を設置し、アーカイブの構築や公開に関するルールの明確化など、同図書館への協力体制を2004年度中に確立する。また、同連絡会議の場において、国立国会図書館で検討しているアーカイブの統合ポータルサイトとの連携のあり方についても検討する。</p>
【4 IT 規制改革の推進】	e-文書イニシアティブについて	<p>(意見1)</p> <p>(1)紙での保存が義務付けられている書類の電子保存範囲拡大と、イメージスキャナ等の活用による紙文書の電子化を本計画に明記すべき。(社)電子情報技術産業協会)</p> <p>(2)通称「e-文書法」では、電子保存を認める対象文書と電子化の要件を早期に開示して欲しい。(社)電子情報技術産業協会)</p>	<p>(1)e-文書イニシアティブは、当初から電子的に作成されたものにとどまらず、紙の状態のものをスキャナでイメージ化することも含め電子保存範囲の拡大を目指すものであり、ご指摘の点は既に反映されている。</p> <p>(2)e-文書法の立案方針において、各個別法に基づく文書の保存義務について、電子保存を容認するかどうか整理し、6月15日のIT戦略本部に報告。また、電子化の要件については、各府省に共通する技術上、運用上の要素については、内閣官房において整理することとしているが、具体的には、文書の内容、性格に応じ、各府省において定めることとしており、その際、パブリックコメント等適切な手続を踏んでまいりたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>意見2)</p> <p>(1)e-文書法制定の実現とその効果の期待をするとともに、現在欧米の先進諸国が推進している電子記録の管理に関する問題への取組みと遜色のないレベルへ発展させる第一歩となるよう希望する。(社)日本画像情報マネジメント協会)</p> <p>意見3)</p> <p>(1)e-文書法案の、文書ファイリングフォーマットについて、経団連の意見書によれば、PDFを候補の一つに挙げているようだが、これには反対で、XMLであるべき。</p> <p>(2) 情報流通の費用と時間を更に軽減し、戦略加速化パッケージが現実のものとなるように、最新のイメージデータ保存形式(JPEG2000)の採用を進言する。(株)倉敷紡績)</p> <p>(3)e-文書イニシアティブの実現等において、アーカイブする際どのようなフォーマットで行うかの提案がなされていないので、検討すべき。またバックアップシステムについても検討すべき。</p> <p>意見4)</p> <p>e-文書法の策定に際しては、原則として、民間に保存が義務付けられている全書類を電子保存の対象とするとともに、より多くの企業が活用できるようにすべきである。(社)日本経済団体連合会)</p>	<p>欧米等の諸外国の動向にも留意しつつ、検討してまいりたい。</p> <p>電子保存を容認するに当たっての技術的要件については、各技術の長所 短所に留意しつつ、検討してまいりたい。</p> <p>・ご指摘を踏まえ、文書 帳票の内容、性格に応じた真実性 可視性等を確保しつつ、民間企業等の負担軽減を図ることができる制度の立案を進めてまいりたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>(意見5) e-文書イニシアティブの早期に向け、以下について具体的な情報開示が望まれる。 1.対象文書と対象外文書の明確化 2.電子的な保存を推進していく上で、技術運用に関する政府としての統一的な要件提示 3.対象文書選定にあたっての経済効果の把握 4.1項、2項の情報公開の日時の明確化 (富士通 株))</p> <p>(意見6) 文書記録にまつわるIT技術の進歩、社会の変化、各国の新たな取り組み、国際規格の動向を見た時、「e-文書イニシアティブ」に加え、新たなレコードマネジメント(文書記録のマネジメント)全体に関する法律の制定、ガイドラインの策定を求める。(ARMA東京支部) (同旨1件)</p>	<p>e-文書法の立案方針において、各個別法に基づく文書の保存義務について、電子保存を容認するかどうか整理し、6月15日のIT戦略本部に報告。 電子化の要件については、各府省に共通する技術上運用上の要素については、内閣官房において整理することとしているが、具体的には、文書の内容、性格に応じ、各府省において定めることとしており、その際、パブリックコメント等適切な手続を踏んでまいりたい。対象文書と経済効果の関係についても留意したい。</p> <p>e-文書法の立案にあたっては、今後、レコードマネジメントの動向にも留意してまいりたい。</p>
	<p>・長期保存用電子媒体、装置のランク付け表示、判定方法の一般開示の必要性</p>	<p>(意見1) CD-Rなどの媒体に加え、書き込みを行うドライブの品質について、長期保存で実績のあるマイクロフィルムのJISのアナロジーを踏まえて判定条件を設定し、この判定条件をどこまで満たしている製品かでランク付けし、JISなどで一般的に公開すべき。このためには単に実験データを取るだけではなくメーカーの試験資料も必要であれば提示させるべき。</p>	<p>電子文書の長期保存については、2003年度に技術的な動向把握などの調査を実施したところであり、今後の事業においては、電子媒体等の品質についてのJISなどでの公開も含め、いただいたご意見を踏まえて前向きに検討してまいりたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	企業の従業員等の属性認証について	(意見1) 企業の従業員等の属性認証について府省統一の方策を検討し、その上で地方公共団体への申請手続についても、国と同様の措置が講じられるよう対応すべき。(社)日本経済団体連合会)	政府においては、医師、弁護士等の資格保有等の電子的手段による証明の検討と併せて、企業の従業員等の属性認証についても検討しているところ。なお、地方公共団体独自の申請手続については、それぞれの団体の判断に委ねられるところである。
	・タイムスタンプに対する一層の信頼性の付与及び利用促進 電子会議の推進について	(意見1) タイムスタンプは、あらゆる電子データの存在証明を行うことで将来に渡って安心、安全なIT社会を支える重要なインフラであり、一層の信頼性の向上と活用を促進するために2項目の検討をお願いしたい。 (1)利用者が安心して利用できる時刻認証事業者の安全基準および国際標準に準拠したシステムを示すこと (2)利用者がタイムスタンプを安価に利用可能な支援対策及びタイムスタンプの適用対象の明確化と利用者に対するインセンティブを示すこと(セイコーインスツルメンツ(株)) (意見1) 府省等の各種委員会での配布資料の電子化による電子会議の推進を徹底すべき。(社)電子情報技術産業協会)	民間事業者が提供するタイムスタンプの利用者に安心感を与えるためにどのような形でタイムスタンプに信頼性を付与することが適当であるか、また、タイムスタンプの利用を促進するためにどのような方策が適当であるのか等、いただいたご意見も踏まえながら検討してまいります。 加速化5分野 5.電子政府 電子自治体の推進 「ワンストップサービスの整備の工程」において「対面による意見聴取の電子化」について掲げており、府省等の委員会のテレビ会議システムの費用対効果について検討することとしている。
【5.電子政府・電子自治体の推進】	電子政府 電子自治体利用のインセンティブを数値化すべき。	(意見1) 国民、企業に広く使われてこそその電子政府、電子自治体である。利用度向上のためにも、インセンティブは有効な手段であるので、国として対応可能なインセンティブの内容を検討、利用料金の低減、税制優遇等も、数値目標を立てるべきである。(日本電気、全国地方銀行協会)	電子政府、電子自治体の利用促進(オンライン利用の促進)については、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映等、利便性を実感できるようにする取組を行うこととしているところ。ご指摘の数値目標については、現時点で設定することは困難であるが、今後、具体的な効果、成果を分かりやすく提示するよう努めてまいります。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	ワンストップサービスの達成目標について	<p>(意見1)</p> <p>戦略の構造が複雑で、例えば電子政府「電子自治体関連で「ワンストップサービスの実現」に関する施策については、「e-Japan 重点計画 2004」では、「加速化5分野(P17)」2006年以降に向けての布石(P56)」、また「電子政府構築計画(改定案)(P5)」に繰り返し出てくる。利用者にとって、どんなことが、いつできるようになるのか、という視点で、施策の全体像が説明されるとより理解しやすい。(日本電気)</p>	<p>ワンストップサービスの実現に関する施策については、「加速化5分野(P17)」に成果目標(利用者の視点に立った社会的に実現したい状態)を示し、その下に具体的な施策を記述しているところ。また、他分野に記述がされていることについては、電子政府を構築するにあたってワンストップサービスの実現がいかに重要な施策であるかを示している。</p> <p>尚、e-Japan重点計画2004の構成については、基本的な方針(P1~)を参照願いたい。</p>
	輸出入 港湾手続のワンストップ化	<p>(意見1)</p> <p>省庁横断的な業務改革のベストプラクティスモデルとして取り組むとともに、利用者視点から見た成果目標の設定、および的確な工程管理を行うべきである。また、FAL条約(国際海運の簡易化に関する条約)の早期批准を業務改革推進の梃子とし、当面は採用できない項目数を最小限にとどめるべく努力するとともに、最終的には採用できない項目をなくすべきである。(社 日本経済団体連合会)</p>	<p>輸出入 港湾手続のワンストップ化については、関係者の意見をふまえて、業務システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省における連絡調整の場である輸出入 港湾手続関連府省連絡会議を活用し、検討を進めてまいりたい。</p> <p>なお、最適化計画の策定に当たっては、見直し方針を策定するとともに、パブリックコメントを実施することとなっている。</p> <p>また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)の締結を行うための措置を平成16年度中に講ずる。そのため、相違通告数を先進国並みにまで引き下げるよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図ってまいりたい。</p>
	行政ポータルサイト等の整備について	<p>(意見1)</p> <p>国民の多くが所有し、かつどこからでもアクセスできる携帯電話を活用できるようにすることが望ましい。この観点で、以下について検討願いたい。</p> <p>全ての政府 自治体ホームページについてモバイル端末からの閲覧等の実現</p> <p>政府 自治体でのモバイル用ポータルサイト作成 維持管理に向けた職員への教育 訓練の</p>	<p>国 地方自治体においては、携帯端末、携帯電話の普及など通信手段の多様化に対応するため、モバイル端末向けのサイト整備、運用にも取り組んでいるところ。なお、モバイル用サイトの整備、コンテンツの作成 維持管理は、必ずしも職員が自ら実施する必要はないため、外部委託が基本と考えている。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		実施 (情報通信ネットワーク産業協会)	
	国家公務員等給与の全額振込化	意見1) 政府方針に従い、給与の全額振込化を進めたいと考えているが、法定外控除に対して、どのように対処したらよいか分からない。問い合わせ先は人事院で良いのか。照会先をホームページか何かで示していただくとありがたい。人事院に給与全額振込化の進め方についてのガイドラインを作成し、全官庁の給与担当者に配布して欲しい。(同旨1件)	給与の全額振込化の推進に当たっては、法定外控除の取扱いを含め各府省において各々工夫し取り組んでいるところであり、まずは本省へ問い合わせいただきたい。
		意見2) 国家公務員給与について原則100%の全額振込化を目指すとの政府方針が出ているにもかかわらず、現金での受け取りを平気で続けている公務員が多過ぎる。小泉首相をはじめとする政治家は、しっかり指導してもらいたい。	国家公務員の給与全額振込については今後も強力で推進し、毎年、年2回(9月、3月)全額振込の状況についてフォローアップを行なう。フォローアップの際には、官署毎の振込比率や職員数を公表する。なお、府省毎の電子政府構築計画にも給与全額振込化について盛り込む。
		意見3) 給与の全額振込化比率が低い経産省、国交省、農水省、厚労省、財務省は、官署毎の振込比率や職員数、計画を公表すべき。府省別の電子政府構築計画に記述を加えるべき。	
		意見4) 地方公務員給与手当についても国家公務員同様に全額振込化を目指す旨明示していただきたい。(全国地方銀行協会)	金融機関の利便性等を踏まえ、各地方公共団体において判断すべきものと考えられる。
	ベンチャー企業からの政府調達拡大	意見1) ベンチャー企業からの政府調達拡大方策の地方公共団体への適用(岐阜県)	地域の産業の振興という点から政府の取組みは参考になると考えられるが、調達制度の運用については各地域の実情に応じ定められるべきもの。
	国家公務員のテレワークについて	意見1) テレワークを行う国家公務員に対して、十分なセキュリティ教育が必要	国家公務員のテレワークに関しましては、セキュリティ等の必要な事柄に配慮しつつ、勤務状況等に応じ、推進していくこととしております。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	電子自治体構築のための業務 システムの標準化 共同化及び人材育成	<p>(意見1) 電子自治体構築計画の策定期間を明確にすべき。(日本電気)</p>	<p>平成15年8月に各地方自治体に提示された「電子自治体推進指針」において、策定期間の一つの目安として平成15年度末と記述したところ。なお、都道府県については既に策定済み。</p>
		<p>(意見2) 自治体の業務 システムの標準化 共同化において、これまで自治体向け業務パッケージの開発に注力してきた民間企業のノウハウを活用すべき。</p>	<p>総務省が今年度開催する検討会は、民間有識者が委員として参加するとともに、公開の形で議論が行われているので、民間企業のノウハウは適切に生かされるものと考えられる。</p>
		<p>(意見3) システムの協働整備 運営が各地の自主性に任せられ、電子納付のためのMPN接続の共同化が進んでいない。国や都道府県の計画化の推進や財政面を含めた措置を願いたい。(全国地方銀行協会)</p>	<p>既にほとんどすべての都道府県において、都道府県単位で県及び市町村が参加する協議会を設置しており、地域の実情に応じた電子化を推進しているところ。</p>
		<p>(意見4) アウトソーシングのコストダウン目標を数値化すべき。(日本電気)</p>	<p>コストダウンはアウトソーシングの目的の一つに過ぎず、さらに各地方自治体ごとに取り巻く事情は異なるため、統一的に数値目標を明示することは困難。</p>
		<p>(意見5) 電子自治体関連では、住民の立場に立った住民サービスの充実、サービス運用におけるNPOや民間など活用にも力を入れて欲しい。(日本電気)</p>	<p>平成15年8月に各地方自治体に提示された「電子自治体構築指針」において、住民の満足度の向上のため、住民側のニーズ、要望を積極的に汲み上げるための姿勢を求めているところ。 サービス運用におけるNPOや民間の活用については、アウトソーシングを進める中で適切な議論がなされるものと思量。</p>
		<p>(意見6) 全体的に文中に「公共ネットワーク」と「地域公共ネットワーク」という表現が多く記述されており、その差異がわかりにくく状態になっており、それぞれの意味を定義する必要がある。(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、脚注にて定義を明確化する。</p>
		<p>(意見7) 各自治体に分散している人材を育成するため</p>	<p>昨年度から地方公共団体の職員を対象に、e-learningによる情報セキュリティ研修を実施しているところ。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>に遠隔教育を導入したらどうか</p> <p>(意見8) 適正な人材育成にあたり、自治体職員に求められる人材像と必要なスキルを明確にすべき。(日本電気)</p>	<p>平成 15 年 8月に各地方自治体に提示された「電子自治体推進指針」の中で、専門部署の職員に必要な知識として「一定の技術的知識、情報セキュリティ対策に関する高度な知識とノウハウ、及び情報システムの品質、コスト、セキュリティ等に関する適切な判断能力」を掲げ、一般職員に必要な意識と差異を設けているところ。</p>
	記録管理法の制定について	<p>(意見1) 電子政府、電子自治体は、情報公開・アカウントビリティ、コンプライアンスに関し、一般国民、住民が抱く常識的な期待にこたえる必要がある。このため、行政に関わる記録を、政府機関全体に適用される保存の仕組みとして、記録管理院という新たな組織を、その仕組みのガイドとしては「文書基本法」を設けることを提案する。(同旨 1件)</p>	<p>現用文書については、一般に、各行政機関の長が定める文書管理規定等に基づき、適切に保管、管理されている。</p> <p>また、歴史的資料として重要な文書は公文書館法に基づき、公文書館に移管されて保存されている。</p> <p>今後は、内閣府の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」において、我が国の公文書館制度について議論が進められており、この結論を踏まえ、適切な管理を行っていく。</p>
	教育委員会関連の事務サービスの電子化、標準化について	<p>(意見1) 教育委員会関連の事務サービスの電子化、標準化が遅れている。この分野での電子化、標準化が急務であり、この点も明記していただきたい。(日本電気)</p>	<p>教育委員会は、地方公共団体の組織の一つであり、各地方公共団体の予算の範囲内で順次サービスの電子化、標準化について進めているが、その時期についてはそれぞれの地方公共団体の判断に委ねられることである。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
〔1- 2〕先導的7分野			
【1.医療】	電子カルテについて	意見1) 電子カルテの普及目的に「患者自身の権利保護」を助ける。(日立ソフト 基本ソフト第 4 応用部)	・ご指摘の患者の視点を重視することは重要なことであり、当然電子カルテの普及には、患者にとって理解しやすい 診療の説明などが含まれ、患者の視点を踏まえたものと考えている。なお、患者への診療情報の提供については、個人情報保護法の規定に基づき適切に推進されるべきものと考えている。
	電子タグについて	意見1) 医薬品や患者の電子タグ等によるトレーサビリティに関して、誤断や誤治療を防止するためにも早期の取り組みが必要と考えるので、導入 支援策の検討をお願いしたい。(社 電子情報技術産業協会)	本件は、e- Japar重点計画-2004 の具体的な施策としては位置づけられていないが、電子タグについては、様々な領域でトレーサビリティを確保する情報技術として期待されていることは承知している。また、総務省及び経済産業省において、電子タグを活用した医療分野における実証実験が実施されると承知しており、これらの検証の成果を踏まえて適時適切に導入の検討を行ってまいりたい。
	救急医療について	意見1) 全国をカバーする準天頂衛星を用いた救急医療サービスにおける遠隔診療のための環境整備」を成果目標に追加していただきたい。(社 電子情報技術産業協会)	・ご要望の趣旨は、必要な諸条件を満たした救急救命士による気管内チューブによる気道確保(平成 16年 7月より実施予定)、エピネフリン1剤による薬剤投与(平成 18年 4月より実施予定)等の医師の具体的な指示が必要な特定行為の実施に係るものであるとすれば、まずは、常時医師からの具体的指示等を受けられる体制、プロトコルの作成及び事後検証体制等の確立を図るよう、各地域メディカルコントロール体制の充実を図るべきものと考えており、成果目標として掲げるのは尚早である。 また、準天頂衛星については、2008 年度までを目途に実証実験に向けた研究開発をすることとなり、サービス内容やコスト等の詳細は検討中であり、現段階で救急搬送への利用を具体的に明示することは困難である。 なお、救急車両で使用している消防救急無線については既に全国をカバーしており、本計画においてデジタル化を図ることとしている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・レセプトについて	<p>意見1)</p> <p>(1)レセプト電算化及びオンライン請求普及のために、医療機関への支払いの割増 早期化などのインセンティブと、標準病名コードの採用義務化をあわせて検討いただきたい。(社)電子情報技術産業協会)</p> <p>(2)レセプト電算化及びオンライン請求普及のために、医療機関への支払いの割増 早期化などのインセンティブと、標準病名コードの採用義務化をあわせて検討いただきたい。(日本電気 株))</p>	<p>・レセプト電算化及びオンライン請求を普及促進するため、医療機関側の導入コスト軽減策など具体的な方策を検討してまいりたいと考えている。レセプトの電算化においては、ご指摘のとおり、標準病名コード等を策定しているが、今後は、そのメリット等を医療機関等に周知し、その利用を促進していきたいと考えている。</p>
	・トランスレーショナル・リサーチ・インフォマティクスについて	<p>意見1)</p> <p>バイオ基礎研究の成果を医療現場への展開を促進する取組が必要である。(日本電気 株))</p>	<p>現在、バイオ基礎研究など先端的な研究の成果について、迅速かつ効果的に実用化を目指すためのトランスレーショナル・リサーチを推進し、支援体制の整備 充実を図っているところである。</p>
	<p>医学文献情報データベースについて</p> <p>遠隔医療について</p>	<p>意見1)</p> <p>(1)患者中心の医療体制を整備するためには、医学文献情報データベースを無料公開することが必須と考えます。それは具体的には「医中誌Web」と「MEDPlus」です。</p> <p>(2)文献情報のデータベース化と提供に関しては一般市民、医療提供者双方に対する良質の情報提供が必要である。また、できるだけ安価で簡便な検索方法が望ましい。</p> <p>意見1)</p> <p>遠隔医療のシステムの普及促進の一環として、モバイル端末を活用した遠隔医療システムの導入を提案したい。(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>日本医療機能評価機構において、診療ガイドラインと関連する医学文献等の医療情報を医療提供者及び国民等に対して、インターネット等で幅広く提供する事業「Kinds」が開始されたところであり、内容の段階的な充実を図ることとなっている。このような事業の成果を検討しつつ、今後とも良質で信頼できる医療情報の提供のあり方について検討してまいりたい。</p> <p>医師法第20条において、医師は、自ら診察しないで治療等を行うことは禁じられており、現在のモバイル端末においては、必ずしも現代医学からみて疾病に対して一応の診断を下し得る程度の診察を行えるかについては、疑問があるため、遠隔医療のシステムとしてモバイル端末を活用することを明確に位置づけることは、困難である。</p> <p>なお、例示として挙げられている、カメラ付き携帯電話を利用した遠</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
			<p>隔栄養管理システムによる患者に対する栄養指導については、身体状況や服薬状況、合併症の有無など本人 主治医 等の情報をもとに管理栄養士等が総合的に判断し、対象者（患者）に対して適切な栄養指導を行う必要があり、その効果の評価 判定が重要であることから、引き続き十分な検討が必要であると考えます。</p>
【2.食】	・トレーサビリティシステム（全般）	<p>（意見1） 基本的考え方について、生産流通履歴をインターネット等で確認する時は「誰が確認出来るのか？」を明確に記述した方が良い。「誰が確認出来るのか？」を明確に記述しないとシステムポリシーが大幅が変わってしまい、具現化があいまいとなるおそれがある。（西日本電信電話株）</p> <p>（意見2） 生産・流通の段階まで表記されているが、その段階で収集されたデータは経営改善のみに利用されるのではなく、消費者への情報公開を考慮したデータ標準を検討していただきたい。（日本電気株）</p> <p>（意見3） BSEに端を発し牛肉トレーサビリティが焦点的だが、鶏卵での問題、鯉ヘルペスの問題等の経緯を見ると、食品履歴の単なる確認/管理に留まらず、消費者の安心安全の観点から、問題発生時の処理に寄与できるデータ設計をお願いしたい。（日本電気株）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり下線を追加 牛肉以外の食品についても、民間の自主的な取組を主としたトレーサビリティシステムが導入されつつある。今後、これらの取組を一層進め、消費者が生産流通履歴をインターネット等で確認できるようにしていただく必要がある。」</p> <p>食品のトレーサビリティシステムは、食品のリスク管理の効率化、食品の安全性や品質等に対する信頼感・安心感の向上を図ることを目的とするものであり、消費者に生産流通履歴情報を公開することを考慮しながら取り組んでまいりたい。</p> <p>食品のトレーサビリティシステムは、食品のリスク管理の効率化、食品の安全性や品質等に対する信頼感・安心感の向上を図ることを目的とするものであり、ご指摘のとおり食品の安全性に関して予期せぬ問題が生じた際に、その原因究明や、問題食品の回収等を迅速・容易に行うことが可能となるよう、フードチェーンを通じたトレーサビリティシステムの開発等に取り組んでいるところ。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	牛肉以外の食品に関するトレーサビリティシステム	<p>(意見1) 牛肉以外の食品のトレーサビリティシステムの普及について、流通や加工段階を横断した相互運用性のあるシステムの場合、牛のように部位によって化粧品やサプリメント等に加工されることを考慮し、他省庁連携で実現する記述を追記した方が良い。(西日本電信電話(株))</p>	ご指摘のとおり関係府省とも連携しつつ、施策を推進してまいりたい。
	牛肉以外の食品に関するトレーサビリティシステム(国による認証機関の設置)	<p>(意見1) 食材の生産者である事業者が生産段階で虚偽の申告をすると以降の業者はそれを信じるより他ない、間違いなく生産者が正しい情報を入力していることを認証する機関を設置して、情報の正しさを保障する必要がある。(日本電気(株)) (同趣旨その他(件))</p>	今後、客観性、公平性等を備えた第三者によるトレーサビリティシステムの監査体制が確立できるよう、支援策等を進めてまいりたい。
	食品の取引の電子化	<p>(意見1) 生鮮食品流通に於ける無線Eタグの活用による物流管理システムの開発については、日本独特の流通機構の中で、特に卸市場を介する生産、卸、仲買、小売機構の改善が必須であり、検品、分荷などでのEタグも強力な行政指導のもとでの流通機構全体の改善(SCM的発想)と相俟ってなされて始めて効果を発するものである。今回の指針の具体化に向け関連省庁連携の下に取り組まれることを期待する。(日本電気(株))</p> <p>(意見2) 電子タグの活用においては、将来流通上膨大な量となった時の環境対応(不燃金属廃棄等)も取組みの初歩から考慮しておく必要がある。(日本電気(株))</p>	<p>ご指摘を踏まえ、生鮮食品流通における無線Eタグを活用した物流管理システムの開発について以下のとおり担当府省を修正。 イ 生鮮食品流通における無線Eタグを活用した物流管理システムの開発(農林水産省及び関係府省)</p> <p>ご指摘の点も踏まえつつ、施策を推進してまいりたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	農林漁業経営のIT化	<p>(意見1) IT 活用人材の養成人数について実態に合致した人数にすべき。約 1 万人の農業者等へのIT 講習の実施と指導人材約 1 万人の養成の記述は実態に合わず、指導者が複数人を指導するのが通例で、指導者千人、講習受講者 1 万人～ 2 万人程度が現実的かと思われる。(西日本電信電話(株))</p> <p>(意見2) 日本における特有の農産物、伝統の技術、生産方法等、失われつつある伝統を保存維持するための具体的施策の必要性を感じている。農林漁業経営のIT化につき、後継者問題及び人材の教育、広く農林水産業に携わる人に対する支援などの実施をお願いしたい。(日本電気(株))</p>	<p>実態を踏まえ、以下のとおり修正。</p> <p>イ 農業者等のIT活用能力の向上 (農林水産省) 2004 年度までに、約 55 万人を対象とした農業者等に対するIT講習等を実施するとともに、普及職員や農業関係者等に対する農業IT指導者育成のためのIT講習等を実施し、指導人材を約 1 万人養成する。</p> <p>農業者等のIT活用能力を向上させるため、指導人材の育成や農業者等に対して講習会等を実施し、効率的かつ安定的な経営が行えるよう支援している。</p>
	・その他	<p>(意見1) 牛肉の問題が発生して以来、「食」に関連した関心が高まってきている。これを契機に食育に対する支援施策も盛り込み、全体意識を高める項目を追加すべき。(西日本電信電話(株))</p>	<p>・「食育」については、多様な取組を総合的に推進しているところであるが、必ずしもITを利活用することと結び付ける必要があるとは考えにくく、本計画には位置付けが難しいこととしている。</p>
【B.生活】	成果目標について	<p>(意見1) 政府から「暖か〈見守られ〉る必要はなく、暖か〈見守られている生活〉を『安全な生活』に変えられたい。</p>	<p>「温か〈見守られている生活の実現も含め、家庭におけるサービスは民間事業者が主体となって提供すべきものと認識している。また、遠隔地の家族・知人との交流といったことも考えられ、単なる『安全な生活』では目標として不十分と認識している。</p>
	緊急事案への対応を迅速化するためのシステムの推進	<p>(意見1) (1)発電車、高所作業車両の緊急車両認定の推進を要望する。(東京電力(株)) (2)安心な環境を提供するITサービス機器が稼働するために電力供給は不可欠であり、停電等の緊急時に迅速な復旧が可能となるよう、電力会社等が保有する緊急時対応車両のFASTへの参加を要望する。(電気事業連</p>	<p>・(1)緊急自動車については、通行区分及び通行方法の原則の例外を認めることによって生じる道路における交通の危険との均衡を考慮した上で、公益性、公共性の高い緊急の用務に従事している自動車に限定して指定等を行っているところであり、電力会社の使用に係る車両のうち、使用者の申請に基づき、各都道府県公安委員会が道路交通法施行令上の公共事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車に該当するものと判断したものについ</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		合会)	ては 緊急自動車として指定を行っているところである。 ・(2)FASTは、道路交通法施行令第13条に規定する「緊急自動車」を対象としており、電気事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車はこれに該当し得るが、FASTの運用は、各都道府県で行っており、各都道府県警察に相談いただきたい。
	生活関連サービスの多様化	(意見1) 安全 安心な生活に果たすITの役割は大きい。施策にある健康サービス産業の活性化や、防犯対策や省エネルギー等を実現する住宅等の他にも高齢者向けコミュニティサービスやバリアフリー関連のサービスの充実など多様な可能性があり、こうした観点からの施策の追加も検討してほしい。(富士通株)	家庭でのサービスは、民間事業者により多様な選択肢が利用者に提供されたうえで、市場原理に基づき選択されていくことで多様化が図られるべきものと考えているが、ご意見も踏まえ、適切に対応してまいりたい。
	住宅向け情報システムのセキュリティ対策	(意見1) 住宅に対する情報システムの導入をする際には、セキュリティに関する検討を十分に行う必要がある。	e-Japan 戦略 で、新サービスの展開により、これまで以上にプライバシーや安全性 信頼性の問題等の発生が危惧されるため、消費者保護対策の充実を図る。としている。これを踏まえ、e-Japan 重点計画 2004 においても、〔1- 1〕2「セキュリティ」、3(3)「消費者保護対策の充実」として様々な施策を講ずることとしている。
	住宅等への情報通信システムの導入の推進	(意見1) 高齢者等が安心して生活できる環境実現のため、住宅への情報通信システム構築は有効と考えるが、様々な方策の検討可能性があるため、民間の取り組みが制限されることのないよう要望する。(電気事業連合会)	情報通信システムの導入を円滑にするために、導入に際しての課題の整理やガイドラインの作成を実施するものであり、民間の取り組みを制限するものではない。
	デジタルTVの緊急通報への活用	(意見1) 地上デジタル放送を使ったデジタルTVなどでの緊急通報の果たす役割、デジタルTVを核とした環境整備の検討をお願いしたい。(電子情報技術産業協会)	防災分野をはじめとする公共分野等における地上デジタル放送の高度な利活用の在り方については、「 . [2]8. (3)地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進」にもお示ししており、現在検討中である。今後、様々な関係者からのご意見を踏まえつつ、更に検討を進めてまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	ユニバーサルデザインなハード整備	(意見1) 高齢者及び障害者に対する情報バリアフリーと平行してユニバーサルデザインなハード整備の実施を期待。(日本電気(株))	・横断的な課題 3. デジタルデバイドの是正の(2)「年齢・身体的な条件の克服」の通り、施策を講ずることとしている。
	情報家電の主要技術の共有化 標準化	(意見1) 情報家電の主要技術の共有化 標準化の実施にあたり、国内外の技術動向を十分に基軸として欲しい。(日本電気(株))	ご意見を踏まえ、適切に対応して参りたい。
	・ガス、水道 電気等のメーターのコストダウン	(意見1) メーターのコストダウンに係わる規制の見直しについては、e-Japan戦略の趣旨を踏まえた新計量システムの実現に向けた規制緩和を推進していただきたい。(関西電力(株)) (意見2) (1)生活の利便性向上を指向した取り組みの一例として、公益サービスの検針システムを活用しやすくするのが、当施策の目的であることから、コストアップ要因調査等の対象を電気計器本体に限定する必要はないと考える。(電気事業連合会) (2)計器本体だけでなく、検針方法等を含めた計量に係る全体スキームについて、コストアップ要因の調査 検討を行っていただくことを要望する。(東京電力(株))	・メーターのコストダウン化については、電気計器に係るコスト負担の現状や消費者保護、安全性 信頼性を考慮しつつ検討を行っており、ご意見も踏まえ適切に対応して参りたい。 公益サービスの向上の観点から、メーターのコストダウン化を検討しているところであるが、計量基盤の一つである電気計器に関しては、電気計器本体のコストダウンが重要であり、重点的に検討すべき課題と認識している。 また、電気計器に関しては、電気計器全体の手数料の値下げや家庭用時間帯別計器の検定手数料の値下げを実施したところであり、更なるコストダウン化に向けて、電気計器本体のコストダウンを中心に、全体スキームの適切な在り方も考慮しつつ検討して参りたい。
【4.中小企業金融】	電子的手段による債権譲渡の推進について	(意見1) 「電子債権」の導入は、企業間の商習慣や資金調達方法などに対して広範囲に影響を及ぼす社会的インフラの問題であり、金融 資金決済の実務 並びに 手形交換制度や一括決済制度など既存の諸制度との関係 等についても、十分かつ慎重な分析 検討を行うことが望ましい。また、中小企業のみならず各階層の企業や金融機関等の利用者のニーズ及びフィージビリティについても	「電子債権」については、産業金融の幅広い局面での利用が考えられる新たな債権の概念となることが想定されており、中小 中堅企業金融の円滑化に大きく資するものであると考えられる。 電子的手段による債権譲渡を推進するための新たな法制度を考えるに当たっては、ご指摘の点も含め、電子債権に対する中小企業等のニーズや既存の制度 実務サービスとの関係等に関する実務関係者からの意見聴取内容を踏まえつつ、その在り方について、関係省庁間で前向きに検討してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		十分な検討がなされるべき。(全国銀行協会)	なお、産業構造審議会産業金融部会 金融システム化に関する検討小委員会報告書(案)-電子債権について-」においても、電子債権の方式やシステムの考え方に関して、実務家による十分な検討が必要であると明記されており、その重要性についての認識が示されている。
	電子債権市場活性化のためのモデル事業について	意見1) 金融機関によっては、既に独自のスコアリングモデルによる信用リスク評価やモニタリング制度を活用し、中小企業融資に積極的に取り組んでいるところもあり、新たなモデル事業を検討するに当たっては、既存モデルとの関係や追加的なシステム環境整備に対する信頼性 社会的コスト等についても慎重な検討が行われるべき。(全国銀行協会)	電子債権市場活性化のためのモデル事業については、電子的な手段による債権譲渡を推進するための新たな法律の制定も視野に入れた事業展開を考えており、既存実務との関係や信頼性の確保についても検討してまいります。
	信用保証の利用に係る事務手続きのオンライン化について	意見1) 事務手続きのオンライン化は、信用保証協会を利用した資金調達に関する問題であり、中小企業者の利便性向上、中小企業金融の円滑化につながらなければならない。従って、システム化 法的問題の検討に当たっては、中小企業者の利便性の向上とともに、関係当事者の手続きについて正確性 安全性並びにフィージビリティについても十分な検討がなされるべき。(全国銀行協会) 意見2) 上記のほか、諸手続において、各信用保証協会の取扱いに差異がある現状、利便性向上の観点より、手続の統一化を含めた検討も不可欠である。(全国銀行協会)	信用保証の利用に係る事務手続きのオンライン化については、事務手続きの効率化 迅速化に伴う制度の利便性向上による中小企業金融の円滑化を目的としたものである。 関係当事者間の事務手続きの正確性 安全性については、2003年度において弁護士等の見解も確認しながら法的側面のチェックを行ってきた。電子文書の長期保存に関する課題 将来におけるデータの真正性の検証 等、積み残したものについては、今年度中に検討を行うこととしている。 各信用保証協会間で諸手続に関して差異がある点については、今年度において申請書面様式の統一化に関する検討を行う予定である。
【知】	成果目標について	意見1) 重点計画2003に記載されていた目標は、我が国のコンテンツ産業発展にも資する重要事項で	・当該目標は、e-Japan 戦略 に明記されているものであり、e-Japan 重点計画-2004 においても、その達成に向け取り組んでいるところ。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		あるため、2003年度中を目標としていた内容について最新の状況を検証した上で、今後も目標として継続することが適当。(KDD(株))	
	コンテンツの定義について	意見1) 各種施策を明確に具体化するためにも、「コンテンツ」の定義を細分化する必要がある。(日本電気(株))	・ご意見の趣旨を踏まえ、個別の施策を議論する際において、極力定義が明確化されるよう留意して参りたい。
	顕彰制度について	意見1) 国が審査するコンテストの促進は、過去の前衛芸術批判と同じ結果をもたらす、コンテンツ動向に逆効果であると考えられる。(九州大学知的財産本部) 意見2) (1)整備が進んだインフラの利活用促進に向け、コンテンツ制作・流通の活性化のため、クリエイターの育成や社会的認知度を上げるための「顕彰制度の積極的な推進」が必要 (社)デジタルメディア協会	現在、政府においては前衛的な芸術家やクリエイタ、トップレベルの芸術家やクリエイタの表彰など、クリエイタの活躍に応じた表彰を行っており、ご指摘のような問題は無いと認識している。 顕彰制度の積極的な推進においては、コンテンツ制作の活性化のために重要であり、映画・アニメのほかにもメディアアートやCGなどの表彰を行っており、これらの施策を着実に推進して参りたい。
	デジタルコンテンツの複製防止技術等の確立のための環境整備について	意見1) (1)ブロードバンド時代に即した著作権関係の法整備、不正利用に対する電子透かし技術など技術開発力の向上が必要。いずれも国家レベルでの整備あるいは規格化が必要であり、流通と保護を両立しうるシステムとしての早急な整備を望む。(岐阜県) (2)コピー管理やアクセス管理といった利用制御を目的とした制御信号を検知しない機器(いわゆる無反応機器)等を規制するための法整備や、行政が主導的に行うコンテンツ不正流通の監視機能、不正防止のための啓発活動の充実といった、コンテンツ流通のための基本的要件の整備を明記すべき。(株)東京放送、(社)日本民間放送連盟、(株)フジテレビジョン)	デジタルコンテンツの流通拡大のため、1-235(2)ア)デジタルコンテンツの流通環境の整備」を着実に推進するとともに、諸外国の情勢にも留意しつつ、不正コピー防止について、複製防止技術等面で検討を含め、課題へ取り組んで参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	デジタル放送の普及について	意見1) デジタル放送の普及発達に向けた具体策を重点計画に盛り込むべき。(株)東京放送)	デジタル放送の普及発達に関しては、1(3)2)キ)放送のデジタル化、2)3)地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進、及び1(3)放送のデジタル化において施策を講じている。
【6.就労 労働】	テレワークについて	意見1) テレワーク SOHO を行う就労者に、十分なセキュリティ教育を行う。	「企業によるセキュリティの高いテレワーク環境の導入を支援するためのガイドライン」を2004年度中に整備、周知するなど、テレワーク等に係るセキュリティに関しましては、今後とも整備していくこととしております。
		意見2) 今後、テレワーク等、様々な労働形態が創出されるものと思われ、これも想定した上で、労働基準法等の弾力的運用と裁量労働に関するガイドラインの整備を早急にお願したい。(社)電子情報技術産業協会)	労働関連制度について、改正労働基準法の施行状況を把握した上で、米国のホワイトカラーエグゼンプション制度等も参考にしつつ、従来の規制の在り方について検討を行い、必要に応じて措置を実施していくこととしているところ。ご指摘の様々な労働形態の創出も十分に認識した上で、適切に対応して参ります。
		意見3) テレワークの特性として、地方の情報通信基盤が整備されれば地方において東京の仕事を受注するなど、地方における就業機会の拡大につなげることができる。就業機会の拡大に政策的に取り組んでいくことが重要。(情報通信ネットワーク産業協会)	テレワークは、情報通信技術の活用により、時間と場所の制約を解消し、ご指摘の地方における就業機会の拡大にも繋がるものと認識しており、従来の流通や交通インフラといった観点での都市と地方の対立概念からの解放も期待される。今後とも、テレワークやそれに資する裁量労働制について一層の推進 検討をしていくこととしております。
年金制度について	意見1) 人材資源の移動を促すためには年金制度の改革が重要である。先鞭をつけるべく、公務員について、20年経たなくても年金をもらえるように見直して欲しい。	現在の公務員の共済年金制度においては、厚生年金と同様の考え方から、共済年金制度の加入期間が20年未満であっても、公的年金制度(国民年金、厚生年金、共済年金)全体の加入期間が25年以上ある場合には、共済年金制度の加入期間に応じた退職共済年金を支給することとされております。したがって、ご指摘のような問題はないものと考えております。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	情報通信ベンチャー支援センターについて	<p>(意見1)</p> <p>「支援センター」の支援業種の広範囲化、及びベンチャーへの意識改善策について追記して頂きたい。(日本電気(株) P.45)</p>	<p>情報通信ベンチャー支援センターは、情報通信分野のベンチャー企業及びこれらの企業の創業を目指す個人に対して、情報通信分野のベンチャー企業の創業・経営に必要な様々な分野の専門家が、インターネット上で質問に回答することとしております。今後も、関係各省とも連携をとりつつ、創業者・経営者等に満足していただける情報の提供に努めていくこととしております。</p>
	中小企業のIT投資に対するインセンティブの充実	<p>(意見1)</p> <p>近年、企業のIT化は急速に進展してきているが、中小企業と大企業の格差は、未だ大きなものがあり、中小企業のIT投資に対するインセンティブの充実も必要と考える。IT投資促進税制等、IT投資に対する税制支援は存在しているが、特に中小企業に厚い支援をお願いしたい。</p> <p>中小企業へのIT投資促進支援策の強化 例) IT投資促進税制における取得価額要件の引き下げ(資本金1億円以下の企業に対する取得価額要件引き下げ等) (情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>中小企業は、我が国の産業競争力の中核を担っており、中小企業の戦略的なIT投資を促すことは非常に重要であると認識している。このような認識の下、中小企業のIT投資に対するインセンティブの充実を図るため、以下のような施策を実施しているところであり、今後とも中小企業の戦略的なIT投資を促すべくより一層の努力をしてまいりたい。</p> <p>「戦略的情報化投資活性化事業(ITSSP)」 ITコーディネータを活用した経営者交流会やIT投資事例研究会等の事業を実施し、中小企業のIT化推進のための環境整備を図っている。</p> <p>「IT活用型経営革新モデル事業」 地域でモデルとなりうるITを活用した中小企業者等の経営革新を支援するために、中小企業者等が行うビジネスモデル構築に向けての事前調査研究事業及びそれらの開発・導入事業に要する費用の一部を補助するもの。</p> <p>「IT投資促進税制等」 IT投資促進税制については、制度創設時から中小企業者の取得価額要件を引き下げているところであり、また、平成15年度税制改正では中小企業者等の損金算入できる少額減価償却資産の取得価額要件を30万円未満に拡充。</p> <p>「貸付制度」(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫) 中小企業における情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するためのIT投資の促進を図るため、その実施に必要な資金を貸し付けるもの。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
【7.行政サービス】	基本的考え方	意見1) 市町村合併に伴うサービスレベルの格差が懸念されることに鑑み、格差是正、ローカルオペティマム実現に向けた具体的IT施策を検討いただきたい。(日本電気)	規模の大小にかかわらず全ての地方自治体において、効率的かつ高レベルのセキュリティを確保しつつ電子化を進めるため、都道府県単位でデータセンターを構築し、市町村が共同で外部委託を行う事業を実施しているところ。
		意見2) 国民の利便性向上では、国民により身近な地方公共団体における行政サービスの充実を優先すべきと考える。(日本電気)	国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の電子化の取組みは重要な段階に至っており、国の取組みと歩調を合わせて実施されるよう着実に支援を行っていかんとしている(4.(1)参照)
	行政の情報提供サービス等におけるアクセシビリティの確保について	意見1) 各省庁のWebページやその階層を統一した構成にして、初心の利用者が、どの省庁だろうが、同じルールや操作で、必要とする情報にたどりつけるようにするべきである。	・ご指摘の点も参考しつつ、各府省のホームページについて、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報提供を行うための取組を行ってまいりたい。
	各府省の情報を政府全体として、分かりやすく体系的かつ一元的に提供することについて	意見2) 審議会 研究会等の会議の公開及び開催案内、パブリックコメント募集の周知について、各府省が個別にホームページ等に掲載している現状では、関連情報の把握が複雑であり、非効率的となっております。e-Gov等におけるワンストップサービスの一環として、これらのものを各府省横断的な管理を行うとともに、メールマガジン方式の周知の採用等、利便性の向上を進めていただきたい(KDDI)	既に、e-Govにおいて、審議会等各省に共通する掲載項目を設け、案内閲覧可能としているほか、パブリックコメント 意見募集及び結果公表 情報については各府省の協力を得て政府全体として一元的に提供しているところ。御意見を踏まえ、利用者の視点に立った利便性向上、サービスの向上に引き続き努めてまいりたい。
司法分野におけるIT活用について	意見1) 司法分野におけるIT活用のテーマがどこにも見当たらない。司法分野は効率化の面で遅れており、司法への市民参加も始まっていく。是非司法におけるIT活用を盛り込んで欲しい。	司法分野におけるIT活用については、司法制度改革推進計画(閣議決定 平成14年3月19日)、司法制度改革推進計画要綱(最高裁判所 平成14年3月20日)に基づき進められているところであり、本年11月までにIT推進計画が策定されることとなっている。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
. [1-3] インフラ			
【インフラ】	基本的考え方について	意見1) 設備ベースの競争を実現」とあるが、サービス(利活用)とインフラを基にした設備整備を推進していく記述が適切と考える。(西日本電信電話(株))	当該記述は設備ベースでの競争に焦点をあてたものであるが、0-2 先導的 7分野等に記載されている利活用での施策を含め、着実に推進して参りたい。
	地域公共ネットワークについて	意見1) (1)ネットワークは各自治体内に閉じたものであり、相互に接続しても全国的なネットワークは実現しないものとする。よって、地域公共ネットワークあるいは、都道府県情報ハイウェイを自治体間で接続するための方策を具体的に明記されたい。(岐阜県) (2)全国的なブロードバンドネットワークの整備について、表題と本文では意味が異なる内容に受け取れるため表現を改めた方がよい。(西日本電信電話(株))	地域公共ネットワークと都道府県情報ハイウェイの接続は各地において既に開始されており、今後はさらに都道府県間を越えた全国的な接続を実現することが必要とされる。そのための具体的な方策について現在検討を行っているところ。
		意見2) 市町村合併等の自治体の現状を踏まえた、予算措置のタイミング 規模の検討を行うべき。(西日本電信電話(株))	地域公共ネットワークの整備については、引き続き2005年度までの全国整備を推進していくが、毎年の整備状況調査の結果や市町村合併等の現状を踏まえて、今後の支援のあり方も検討して参りたい。
	電線地中化について	意見1) 電線地中化対象箇所は、地方ブロック無電柱化推進協議会において、多角的視点から必要性等を総合的に勘案して選定しており、当該記述が上記箇所選定の考え方に包含されることを確認したい。(電気事業連合会)	ご意見の通りと認識している。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	地理的格差の是正について	<p>(意見1)</p> <p>(1)ブロードバンドの本命であるFTTHを条件不利地域でも利用できるようにするため、民間通信事業者の設備投資を促進する思い切った支援制度の創設を明記されたい。(島根県)</p> <p>(2)世界最高水準、超高速を目指すと共に、既存ネットワーク基盤を活用し、デジタルデバイドの解消と、早期のユビキタス社会の実現を目指すアプローチを加えていただきたい。(株)関西コムネット)</p> <p>(3)ブロードバンドの固定系アクセス手段の有無は、国民にとって最も重要かつ選択肢のない社会インフラであり、国、自治体によって整備すべき。</p> <p>(4)インフラやデジタル デバイドの是正に関して盛り込みながら、商業開発から取り残された地域への配慮が明文化されていないかに見える。</p> <p>(意見2)</p> <p>光ファイバ整備 開放について、光ファイバの整備が進みにくい条件不利地域を優先的に実施すべき。(西日本電信電話株)</p> <p>(意見3)</p> <p>次世代ユニバーサルサービスについて、位置づけと定義を明確にした方がよい。(西日本電信電話株)(同旨1件)</p>	<p>・「 . 1-3)2) カ)地理的格差の是正」において、民間によるネットワーク整備とその支援を原則としつつ、地方公共団体等の公共ネットワーク、公衆用インターネット端末等の整備を支援し、地域住民のインターネットアクセス環境を向上させる」としている。</p> <p>光ファイバの整備 開放については、河川 道路管理用として敷設した光ファイバのうち当面利用予定のないものについて、その有効活用を図る観点から、河川 道路管理に支障のない範囲で民間事業者等に開放するものである。なお、河川 道路の管理上光ファイバが必要な箇所においては、未整備箇所の整備を行い、可能な範囲で順次開放を進めていく。</p> <p>・I革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申(平成12年12月電気通信審議会)では「次世代ユニバーサルサービス」とは、現状においては利用面で地理的格差が存在しているものの、近い将来において全国的な普及(地理的格差の解消)が求められているサービスであり、政策的に需要喚起を図ることが適当であり、</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
			<p>事業者に提供を義務づけるのではなく、提供エリアの拡大等のためのインセンティブを付与するための公的支援を含め支援措置の在り方を検討することが適当と認められるサービスであると位置づけられる」</p> <p>と述べられているところであるが、今後、地理的情報格差の状況等をふまえ、必要に応じ定義の明確化を図っていくことが適当であると考えている。</p>
		<p>意見4) 地理的情報通信格差は正に関連する事業について、国土交通省の関与が見受けられない。積極的な国土交通省の事業参画を行うべき。(西日本電信電話(株))</p>	<p>昨年4月から施行された改正離島振興法(以下、法という)では、国及び地方公共団体が高度情報通信ネットワーク等の整備に適切な配慮をおこなうこと(法13条)が新たに明記されたところである。このため、国土交通省としても、法に基づき都道府県が策定した離島振興計画の事業内容について、円滑な推進が図られるよう、今後とも関係省庁と密接に連携をとって参りたい。</p>
		<p>意見5) 過疎地域等における移動通信鉄塔施設の設置の支援に加え、関連するインフラと運用コストについての支援策についても検討されたい。(ボーダフォン(株))</p>	<p>移動通信用鉄塔施設整備事業について、運用コストの低減化を図るため、基地局から同一市町村内のアクセスポイントまでの伝送用専用線(光ケーブル)を補助対象に追加し、平成16年度より適用できることとしたところ。また、低廉な18GHz帯の無線システムをエントランス回線として利用可能としたところ。</p>
	<p>デジタル放送の推進について</p>	<p>意見1) (1)地上デジタル放送への完全移行に向けて、現在アナログテレビを視聴している国民が混乱しないよう、十分な配慮をお願いしたい。(日本電気(株)) (2)早期に全国一律のサービスを実現するには、公的支援策等より積極的な対策の実施が不可欠。(株)フジテレビジョン) (3)情報格差を生じさせないための方策や、デジタル放送受信機の普及方策に関する国としての取り組みをより明確化する必要がある。(株)日本民間放送連盟)</p>	<p>平成11年度より「高度テレビジョン放送施設整備促進措置法」等による税制・金融上の支援措置を設け、さらに平成15年度において中継局等設備も含め、対象設備の拡充を図るなど、放送事業者のデジタル化投資の円滑化を図り、デジタル放送の早期普及の支援を行っている。なお、様々な地域的事情により民間放送事業者によるデジタル化投資が容易に進みにくいといった状況が生じることも考えられるため、デジタル放送の普及状況等を勘案しながら、必要により、公的支援の在り方について検討して参りたい。</p> <p>・また、デジタル放送普及については、地上デジタル放送推進全国会議において行進計画を策定し、我が国4,800万の全世帯への1億台のデジタル放送受信機の普及目標の設定や国民への周知・広報活動の推進等に取り組んでいるところ。2011年のデジタルへの完全移行に向けて、今後も関係者一丸となって地上放送のデジタル化に取り組んで参りたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
〔2006年以降に向けての布石〕			
【1.国際政策】	国際的な問題の情報管理について	(意見1) 国際的な問題を一元管理して国際問題の共有化が大切であり、情報管理を行う上で、情報ネットワークにてデータベース化にして、諸問題の解決を行うのが重要。(個人 サービス業 埼玉県)	ご指摘の点を踏まえ、関係省庁連絡会議などを通じて情報共有を図るとともに、必要に応じてデータベース構築も検討してまいりたい。
【2.情報セキュリティ】	社会的視点に立った情報資産がさらされているリスク 年間損失コストの明確化について	(意見1) ブロードバンド利用環境整備と普及の上で2006年以降はユビキタスネットワークの実現を目指す、との記述が前段に多々あることを踏まえ、情報セキュリティの項にも多様なネットワーク上の多様なスペックの端末で様々な情報が流通することに関する脅威分析とその対策を検討すべきではないだろうか。関連する施策に「多彩なコンテンツ流通基盤の整備」を織り込み、個人情報やコンテンツなどがユビキタスネットワーク上で安全に流通するための検討を重ねて欲しい。	ご意見の通り、近い将来、ネットワークや端末の多様化が想定されることから、そうした環境の中で情報セキュリティを確保するための対策について検討を進めて参りたい。
【4.電子商取引等】	政府発行の電子マネーの普及について	(意見1) 政府発行の電子マネーを普及させることで、日常生活において現金を使わないでも生活できるようにするとともに、インターネット上での個人間の取引で生ずる使用料や消費税を徴収できるようにする。(同趣旨その他1件)	電子マネーについては、民間において取り組みが進められているところであり、政府においては、その取組について、引き続き注視していくとともに状況に応じて周辺環境の整備を検討してまいりたい。
	下請法における書面交付の電子的提供方法について	(意見1) 現在、商取引を行う企業がデータ 受発注なら受注側と発注側双方 保管保証をした場合のみ、ペーパーレスが認められるが、ASPサービス(第三者企業)を利用してデータ交換を行う場合においても、海外と同様に、ASPが一元的に保管し必要に応じてデータを提供できるようにすることで、個々企業の保管を必要としないようにしてほ	下請法は下請取引を行う親事業者に対して、発注に当たって下請事業者が発注内容等の必要記載事項を記載した書面を交付することを義務づけているところ、この書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができることとしている(下請法第3条)。公正取引委員会規則においては、情報通信の技術を利用して必要記載事項について提供を行おうとする場合には、下請事業者の使用

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		しい。(社)電子情報技術産業協会)	に係る電子計算機に記録しなければ提供したことはならないこととしているところ、これは、情報通信の技術を利用して行う方法が書面を下請事業者に交付することに代えて認められているという法の趣旨を達成することのほか下請事業者の利益を保護するためであり、電磁的記録の提供方法のルールについては、これら法の趣旨のほか他の法令との関係及び技術の進展も踏まえてその是非を判断する必要がある。
【6.行政の情報化】	高度なワンストップサービスの推進	(意見1) 地方公共団体と連携した高度なワンストップサービスの仕組みについて、具体的な検討を早期に開始すべき。(日本電気)	今後、e-Gov(電子政府の総合窓口)から地方公共団体等の電子申請システムにおける個々の手続画面への案内が可能となるよう、e-Govと連携する場合のインターフェイスに関する仕様等必要な情報提供を図っていくが、地方公共団体における電子化の状況を踏まえつつ、さらなるサービスの高度化について検討を進めていきたい。
【8.インフラ】	デジタル放送の利活用について	(意見1) 地上デジタル放送が開始された中でデジタルTVを活用し、国自身が持つ膨大なコンテンツ等の国民へのダイレクトな情報提供を望む。	地上デジタル放送の利活用については、本年1月28日に、教育、医療、防災等公共分野等における今後の利活用の在り方等について情報通信審議会に諮問を行ったところであり、現在検討中である。利活用の在り方については、様々な関係者からのご意見をいただき、それを踏まえ、今後更に検討を進めてまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
重点政策 5分野			
【1.世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成】	道路占有許可申請手続きについて	意見1) 「道路占有許可申請手続きのワンストップ化」と「地図関連業務の効率化」の各施策が別々に推進される懸念があるため、統合型GISの推進との施策の統合を要望する。(東京電力株)	電子申請に伴う地図の添付資料については、占有事業者、道路管理者双方にとって、効果的なGISの活用方策について検討することとしている。
	電力線搬送通信(反対 慎重)	意見1) (1)電力線の高速度通信への活用に反対する。 (2)無線通信に影響を与えないようにするべきであり、表裏も実用上問題がないことが確保されたものについて、活用方策を検討する」とすべき。 (3)広く関係機関との連携による実験とその結果の公開等を行い、透明性のある過程を経て研究開発側と被干渉側とが協力して納得のいく方向性が得られたもののみ推進するよう強く要望する(社)日本アマチュア無線連盟、(社)全国船舶無線工事協会) (4)影響評価は慎重に行う必要があり、中立的な立場で評価できる国公立の研究機関による評価推進を要望する。 (同旨3件)	電力線搬送通信については、「e-Japan 戦略」にあるように、他の無線通信や既存の放送等に影響を与える恐れがあるものの、サービス提供基盤整備費低減、使いやすいシステムの実現、家庭内における高度なIT活用普及等に極めて効果が大きいことから、研究開発の推進やその結果の公開を通じて実用上の問題がないことが確保されたものについて活用を推進することが重要と認識している。 平成14年に開催された、総務省の「電力線搬送通信設備に関する研究会」での実験や検討の結果、電力線搬送通信設備の使用周波数帯を拡大した場合、無線通信や放送等に対する有害な混信源となり得ることが判明したことから、現時点においては電力線搬送通信設備の使用周波数帯の拡大はしないこととされている。その一方で、同研究会は、漏えい電波を大幅に低減するための技術開発が期待されることから、研究開発等を継続することが必要であることも提言している。これを受けて、本年1月に関係法令の改正を行い、漏えい電波低減技術に関する実験を実施できるように措置したところである。 現在実施されている実験の結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて、漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯の拡大に伴う実用上の問題がないことを確保するための技術的条件の策定など活用方策の検討を行うことにより、その活用を推進することが重要と認識している。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>考える。</p> <p>(2)現状F T T Hに関しては、一戸建て向け市場の8割以上をNTT東西で占める状態にあることから、開放が十分ではないため、「有効な競争環境を生み出す適切な開放施策の継続」といった項目を追加すべき。(KDD(株))</p>	
	<p>・公正取引委員会の機能強化について</p>	<p>(意見1)</p> <p>(1)電気通信業界での競争政策の効果と効率性を高めるために、公正取引委員会と総務省間の連携を一層強化すべき。(ボーダフォン(株)、日本テレコム(株))</p> <p>(2)公正取引委員会の機能強化に際しては、事業法や事業を所管する官庁の施策などとの「二重規制」や事業者へ混雑が生じることがないように要望する。(東京電力(株))</p>	<p>・(1)公正取引委員会と総務省は電気通信分野における一層の競争促進を図る観点から、これまでも必要に応じて情報交換を行うとともに、共同ガイドライン(「電気通信事業分野における競争促進に関する指針」)を定めるなど、相互に連携しつつ取組みを行っているところであり、今後ともこうした取組みを推進してまいりたい。</p> <p>・(2)御意見を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</p>
	<p>電気通信事業紛争処理委員会の機能強化について</p>	<p>(意見2)</p> <p>電気通信事業紛争処理委員会の判断基準が経済効率を重視したものとなることや、高度な専門性を有する体制整備に向けた取組みを継続することにより、委員会の効果をさらに向上させられたい。(ボーダフォン(株))</p>	<p>電気通信事業紛争処理委員会においては、法律、経済、会計、工学等の分野から電気通信事業に関して優れた識見を有する委員・特別委員が迅速、円滑かつ公正な紛争解決にかなう判断を行ってきており、今後も引き続き効果的な紛争解決に努めていく。</p>
	<p>・NTTの在り方について</p>	<p>(意見1)</p> <p>国際的事例では、公正で有効な競争を確保するために、構造分離が求められている。(ボーダフォン(株))</p> <p>(意見2)</p> <p>NTT再編時のファイアーウォール遵守状況の点検が不十分である。NTT再編時の理念や基本方針が没却されぬよう定期的な検証し、公正競争条件の確保に努めるべきである。(日本テレコム(株))</p>	<p>構造分離については、メリット・デメリットがあり、引き続き慎重に議論を進めることが必要である。</p> <p>・NTTの再編後の状況については、ファイアーウォールの遵守状況を含め毎年度報告を受けており、公正競争条件を確保する観点から引き続きその状況を注視していく。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>(意見3) NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う際には、結果的にNTTの市場支配力強化につながるよう留意すべき(KDD(株))</p>	<p>NTTグループの経営形態等については、今後ともネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う考えである。</p>
	電波の利用状況の調査 評価 公表等	<p>(意見1) 継続的な利用状況調査の実施にあたっては、内容の見直しを適宜行うなど、調査に関する免許人の負担の軽減についても取り組んで頂くことを要望する。(東京電力(株)、電気事業連合会)</p>	<p>電波の利用状況調査の実施にあたっては、免許人に対して過度の負担とならないよう、調査事項の簡略化、簡素化等に引き続き努めて参りたい。</p>
	迅速な電波再配分の実施について	<p>(意見1) 移動体事業者に割り当てられる周波数の量及び種類が、事業者間の競争条件を均衡化するものとなるよう早期に見直されるべき。(ポータフォン(株))</p>	<p>移動体事業者に割り当てる周波数は、周波数の割当て可能性や各事業者の周波数需要等を踏まえ、周波数有効利用の観点から定められていると認識している。</p>
	登録制度の導入について	<p>(意見1) 登録制度の導入により違法無線局が増長することがないように、電波利用環境の秩序維持についても引き続き努めて頂くよう要望する。(東京電力(株))</p>	<p>ご意見を踏まえ、適切に対応して参りたい。</p>
	電波利用料制度の見直しについて	<p>(意見1) (1)電波利用料制度の見直しにあたり、電波利用料は電波利用共益費であるとする現状の考え方を維持すべき。(東京電力(株)、電気事業連合会) (2)現在の負担方法は一部の利用者に対して不均衡に重い負担が求められている。公平、有効、効率的な電波利用を促進するために、電波利用料は電波利用の度合い等に応じて負担される必要がある。(ポータフォン</p>	<p>電波利用料制度については、電波の経済的価値の反映の是非も含め、多方面から総合的に国民の納得を得よう検討を進めているところ。具体的には、平成15年1月以降、研究会を開催して検討を進めているところ。同年12月には論点整理を公表し、パブリックコメントも募集したところであるが、いただいたご意見や研究会での検討状況等も踏まえつつ、できれば年内に見直し案を策定したいと考えているところ。 いずれにせよ、電波利用者間の負担の公平性を確保しつつ、電波の一層の有効利用につながるような制度化が必要と認識している。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>(株)</p> <p>(3)不法 違法無線局の監視、取り締まりがより 確実にかつ迅速に行うために監視業務のよ り一層の充実が望まれるが、そのために は、電波監視への歳出を増やし、真に納得 できる実効ある監視体制にして頂きたい。 (株)日本アマチュア無線連盟)</p> <p>(4)免許を要しない無線局についても、電波利用 料の精神である受益者負担原則の考えから 電波利用料を何らかの方法により徴収すべ き (株)日本アマチュア無線連盟)</p>	
	電子タグについて	<p>意見1)</p> <p>(1)UHF帯の電子タグについては国内電波法の 改正を急ぎ、米国と同レベルでの活用が可 能なように制度化を要望する (オムロン(株)、 (株)日本インフォメーションシステム、吉川ア ールエフシステム(株))</p> <p>(2)電子タグは、物流IT化推進における商品情報 収集のための重要なツールであり、その制 度化 規格化においては、電子タグの性能を 国際的な技術的水準以上に維持する必要が ある。 (日本フィリップス(株))</p>	<p>平成 16 年 3 月、「コピキタネットワーク時代における電子タグの 高度利活用に関する調査研究会」において最終報告が取りまとめら れ、既に制度化済みの 135kHz、13.56MHz、245GHz に加え、UHF帯 が新たな周波数の候補とされた。今後、UHF帯における電子タグの 新たな周波数の利用に向けて、電子タグの性能、他のシステムへ の影響等に関する実証実験の実施を促進するとともに、情報通信審 議会において、既存システムとの共用条件を含む技術的条件につ いて、利害関係者からの意見の聴取を含む公正 透明な審議を経た 上で、2004年度内に制度化を図って参りたい。</p>
	・UWBの技術開発について	<p>意見2)</p> <p>無線エタグの実証実験において、UHF帯にお ける電波規制緩和 (周波数、出力等)が必要で あり、実証実験がスムーズに実行出来るよう願 いたい。 (日本電気(株))</p> <p>意見1)</p> <p>(1)他の無線システムとの共用条件を検討す 上で、干渉による他無線システムへの影響 について、十分慎重に検討し、判断されるべ き。 (ポータフォン(株))</p>	<p>電子タグの高度利活用に向け、既存の無線局等の運用に妨害を 与えないようにしつつ、技術的条件を明らかにする実証実験の実施 を促進して参りたい。</p> <p>現在、情報通信審議会 UWB 無線システム委員会において、既存 の無線システムとの共用条件等について検討を行っており、本年 3 月に中間報告をとりまとめたところ。今後も引き続き、国際的な動向を 踏まえつつ、携帯電話やアマチュア無線等の関係者の協力を得な がら、検討を進めていくこととしている。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(2)既存の通信方式の被干渉側とUWB等の新たな通信方式の開発側とが連携をもち、実験とその結果の公開等を行うなど協力して納得のいく方向性が得られた上で行われることが望ましい。(株)日本アマチュア無線連盟)	
	第4世代移動通信システム実現のための研究開発について	<p>(意見1)</p> <p>(1)次世代の移動通信システムの構築にあたり、現状での課題解決と、その基盤づくりにとつて必要な施策を整備されたい。(株)電子情報技術産業協会)</p> <p>(2)容易にグローバルな展開を可能とし、日本の消費者と機器メーカーの利益最大化を促進するために、日本の第4世代移動通信システムを国際的に整合のとれたシステムとすることや、投資インセンティブを保護し、市場がその時期を決められるようにすることが重要である。(ボーダフォン(株))</p>	最先端の高速無線インターネット環境やシームレス セキュアな通信サービスが可能な第4世代移動通信システムの実現に向け、世界でトップレベルにある我が国の情報通信分野の技術と産業集積を活かして、世界をリードする技術開発を推進するとともに、国際標準化においても我が国が大きく貢献するよう取り組んで参りたい。
	準天頂衛星システムについて	<p>(意見1)</p> <p>2008年までに軌道上での実証実験計画の実行とその研究開発成果が事業化へ確実に結びつように研究開発の推進し、4省の研究開発成果の早期事業化を期待する。(高度測位社会基盤研究フォーラム)</p>	・「.1(2) 準天頂衛星システムの研究開発の推進」を着実に推進して参りたい。
	<p>時空標準に関する研究開発について</p> <p>文字情報 コードの整備等について</p>	<p>(意見1)</p> <p>衛星測位、地理情報システム技術と融合することにより、位置情報技術とその利用範囲の爆発的な拡大が期待されるため、衛星測位、時空標準、地理情報システムの推進は、強く連携をとって頂きたい。(高度測位社会基盤研究フォーラム)</p> <p>(意見1)</p> <p>外字あるいは代替文字の整備 提供について、国レベルでの推進を要望する。(東京電力(株))</p>	<p>時空標準に関する研究について、衛星測位、地理情報システム等の技術と関連しているものであるため、連携を視野に入れて研究開発を進めていきたい。</p> <p>現在整備中の文字情報データベースにおいては、外字として取り扱われている文字についても調査し、整理体系化を行った上で統一的な番号を付与することとしている。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
【2.人材】	初等中等教育におけるITの活用	<p>(意見1)</p> <p>全般的に国民の本当のニーズを取り入れる工夫がどこにもない。そのため、例えば義務教育中の子供の担任と親が電子メールでコミュニケーションするという点さえも現状ではできていない。</p>	<p>国民のニーズについては、「e-Japan 重点計画 2004 . 2 . (1) ア)において、踏まえることとしているところである。</p> <p>また、義務教育中の担任と親がどのような手段でコミュニケーションをとるかは、当事者間の話し合いで決めることと考えられる。また、PCを操作できる教員は80%を超え、学校のインターネット接続率も99%を超えており、メールでコミュニケーションをとるための環境は整備されつつある。</p>
		<p>(意見2)</p> <p>小中高等学校のインターネット環境について、通信速度の定義の見直しをした上で整備状況を再調査し、事業を実施すべき。 (西日本電信電話株式会社)</p>	<p>e-Japan 重点計画 2004 においては、高速回線を144Kbps 以上、30Mbps 未満と定義しているが、学校においては、必要な動画配信がスムーズに行える程度の回線速度として、401Kbps 以上の回線を高速回線と定義している。</p> <p>なお、回線速度別の学校のデータの公表も行っているところである。</p>
		<p>(意見3)</p> <p>初等教育のゆとり教育の時間などを用いて、進度別の情報教育の時間を安定的に確保できないか。</p>	<p>現在、小学校では、各教科や総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、児童の学習状況などに応じ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習機会を充実することとしており、引き続き、各学校でそれらの学習機会が実施されるよう充実に努めてまいりたい。</p>
		<p>(意見4)</p> <p>学習支援が必要である子供達の範囲を、障害ある子供だけでなく院内学級や不登校児童 生徒にも広げて頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、e-Japan 重点計画 2004 . 2 . (2) ア)を以下のように修正する。</p> <p>ア) 盲・ろう・養護学校等のIT機器の整備 (文部科学省)</p> <p>2004年度も引き続き盲・ろう・養護学校や小・中学校の特殊学級、通級指導教室において、障害のある児童 生徒、一人一人の障害に対応した最新のIT機器の整備を進めるとともに、「視覚障害教育情報ネットワーク」を通じて、視覚障害教育に関わる教材提供、資料提供を行う。</p> <p>なお、不登校児童生徒への有効な支援策に関して、国立教育政策研究所生徒指導研究センターにおいて、今年度より新たに、ITを活用した不登校対策についての調査研究を実施しているところであり、今後、このような調査研究の成果を踏まえ、不登校児童</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
			生徒への IT 活用も含めた支援の在り方について検討していきたい。
		意見5) 学校教育の情報化等の IT 指導力向上について、IT 指導力の定義と具体的目標値を明確化したほうが望ましい。 (西日本電信電話株式会社)	コンピュータ等を用いて指導する方法は多様であり、一律に定義することは難しい。
		意見6) 衛星用設備などと LAN などのデバイスの 2 重設備の問題点を考慮する必要がある。 (西日本電信電話株式会社) 意見7) 初等中等教育でクラスに 1 台以上のコンピュータ整備について、欧米と比べ、学級あたりの児童生徒数の多い環境や TA の未整備に配慮して、Tablet コンピュータや電子黒板など対面授業できる環境を整備すべき。	e-Japan 重点計画 2004 .2.(2) オ) の検討の中で、2重設備の問題についても、IT 機器と地上デジタル機器との整合性等について、検討を行ってまいりたい。 Tablet コンピュータや電子黒板など対面授業できる環境の整備については、「e-Japan 重点計画 2004 .2.(2) ア) 公立小中学校等の IT 環境の整備」にあるように、IT 機器の整備の中で、各教育委員会 学校の判断の下、整備が行われていることである。
		意見8) 学校と自宅間の安全確保のために緊急連絡の確保などに IT 活用策を講じて欲しい。(富士通株式会社)	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	教員の IT 活用	<p>(意見9) パソコンを使って生徒を十分に教えることができない教師がいる。IT ができない先生は採用しないようにすべき。</p>	<p>教員の IT を使った指導力の向上のために、大学における教員免許取得の際に「情報機器の操作」の単位の修得を必修とする(平成10年から)など、教員採用時に十分なITスキル、ITリテラシーが揃っているように考慮しているところである。 また、当意見等を踏まえ、e-Japan重点計画2004に以下のような施策を盛り込むこととする。</p> <p>人材の育成並びに教育及び学習の振興 (2)学校教育の情報化等 IT指導力の向上 イ)教員採用試験における取組(文部科学省) 2005年度までに、教員が授業等において必要とするITスキル、ITリテラシーに関する知識の向上を図るため、これらに関する内容が、各都道府県教育委員会等が行う教員採用試験において扱われることを促進するなど、必要な措置をとる。</p>
		<p>(意見10) 学校教育の情報化等のIT指導力向上について、e-learningと従来の集合研修の組み合わせの重要性について検討していただきたい。(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>これまでの集合研修を補完するため、「e-Japan重点計画2004 .2.(2)ウ」において、e-Learning型の研修システムの提供を開始したところであり、集合研修を組み合わせた活用についても促進してまいりたい。</p>
		<p>(意見11) (1)IT専門家の活用の具体的な利用シーンの追記をした方が良い。(西日本電信電話株式会社) (2)初等中等教育における情報教育の充実を早期に実現するために情報系の大学生、大学院生を活用できないか。 (3)IT企業を定年退職した人材をIT教育のインストラクタとして充足していただくよう期待す</p>	<p>IT専門家の活用については、本年度についても引き続き、「e-Japan重点計画2004 .2.(2)エ)学校教育におけるIT専門家の活用」において推進していく。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>る。</p> <p>(意見12) (1)教員のIT指導力を向上させるためには、教員がITを身近に活用できる環境の整備や、活用時の支援策をより具体的に記述いただきたい。(日本電気株式会社) (2)IT指導力の向上のためにもまず、学校教員に対するIT環境の整備を行うべきである。(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>教員に対するIT環境の整備については、e-Japan重点計画2004 .2.(2)ア)公立小中高等学校等のIT環境の整備にあるIT機器の整備とあわせて、各教育委員会 学校の判断の下、整備が行われていくことである。</p>
	高度人材育成	<p>(意見1) 紙文書及びマイクロフィルム文書のデジタルアーカイブに関する関わりを持ってきた文書情報管理士のような資格制度の積極的な活用を考慮していただきたい。</p> <p>(意見2) 2006年以降に向けての布石で述べられている、「情報セキュリティ、電子商取引、コンテンツ、行政の情報化は、これからの文書証拠性を持った文書の管理に大きな関わりを持っており、文書記録管理という切り口から人材育成を取り上げる必要がある。</p> <p>(意見3) 実業務とITとの橋渡しをし、ITの強みを生かした業務改革を企画推進できる、ダブルメ イジャー的な人材の社会的認知の向上と育成について、計画に盛り込むべき。</p>	<p>紙文書及びマイクロフィルム文書のデジタルアーカイブについての研究開発を2005年度までに行うこととしており、それに伴う資格制度の活用については、本研究開発の成果を確認次第、行っていくことを検討したい。</p> <p>また、高度な情報通信分野の人材の育成についてはe-Japan 重点計画2004 人材の育成並びに教育及び学習の振興(1)ア) e) f)に掲載されている。</p> <p>IT分野の人材育成は重要であり、2006年以降の布石として、3.人材教育において、「ITスキル標準を基盤とした教育訓練モデルの開発実証」、「情報通信分野の研修高度化支援」を盛り込んでいくところであり、高度人材の育成に重点的に取り組んでいくとしている。</p> <p>経営戦略」とITの両面で専門性を有する資格で、問口の広い制度となっており、ITを活用した経営戦略を考えるうえで適切な資格と考えられるITコーディネータ制度を推進しているところである。</p> <p>また、ITコーディネータ制度のほか、国家資格であるシステムアドミニストレータ等の情報処理技術者試験等の活用については、今後の課題として、検討してまいりたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見4) IT による付加価値創造のための国家レベルでの研修環境整備に努めるべき。(岐阜県)	IT 人材の研修については、「e-Japan重点計画2004の 人材の育成並びに教育及び学習の振興」において、「情報通信技術者の育成支援」、「アジア地域のIT人材との連携の強化」、「E-Learningを活用した教員のIT指導力の向上」などの施策の中で各種研修を実施することとしている。
	地域における IT の活用	(意見1) 自治体などにおいてIT 活用事例のナレッジの共有を推進する施策の検討をお願いしたい。(日本電気株式会社)	電子自治体の構築については、現在、電子政府構築計画にもある通り、各自治体の共通的な環境の整備など、基礎的なことを行っている段階であり、各自治体のナレッジの共有などについては、今後の検討課題としていきたい。
	外国人 IT 技術者の受け入れ	(意見1) 日本企業の外国人技術者受け入れ体制を、閉鎖的なものから、開放的なものに変更し、外国人に対する差別をなくすべきだ。そのための政策が必要。	IT の外国人技術者の受け入れについては、平成13年に上陸許可基準の緩和措置を図り、引き続き、その緩和の対象の拡大を実施、検討しているところである。なお、e-Japan 重点計画2004 人材の育成並びに教育及び学習の振興(1)エ 外国人受入れ関連制度の見直し」で所要の措置をとっている。
【3.電子商取引等の促進】	利用料の低減	(意見1) 電子署名法の制定により、公的個人認証や電子公証制度の活用が期待されているが、高いコスト(例、電子公証コスト ¥7,900 円/年)がその普及を妨げていると考える。一層の利用料低減を実現されたい。(日本電気(株))	商業登記に基づく電子認証制度における電子証明書の発行手数料は、商業登記法第13条第1項の規定に基づいて 物価の状況、電子証明書の事務等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定めることとされているところ、現行の手数料額は、当該規定に基づき2003年4月に見直しており、適正な価格が定められているものと認識している。なお、商業登記に基づく電子認証制度の運用においては、利用環境の拡大に向けた努力に加え、制度の信頼の基礎となるセキュリティ確保に配慮しつつ、効率的なシステム構築及び事務処理体制の合理化等を通じて、コストの縮減に努めているところである。 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定を受けた認証業務に係る電子証明書については、 1. 設備面を含めた厳格なセキュリティ管理、発行に際しての厳格な本人確認や複数人による相互牽制環境下での作業が認定基準上必要とされている等の理由から、現在の手数料額が設定されているものと認識。 2. 認定認証業務についても、電子署名の普及が進み、電子証明書

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
【4.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進】			<p>の発行枚数が増加することにより、1枚当たりの発行費用は低減するものと考えられることから、普及啓発活動は電子証明書の利用料低減の観点からも重要なものであると思料。</p> <p>3.電子署名の普及については、これまで様々な活動を行ってきたが、一層の普及促進を目指し、今後とも積極的に普及啓発活動を行ってまいり所存。</p>
	安全 安心な電子商取引環境の整備	(意見1) 趣旨に賛同。政府においては、民間団体等の自主的な取り組みによって、電子商取引がより安全なものに改善されていることも併せて啓発していただきたい。(KDDI株)	政府においては、例えばADRについて民間の取り組みも含めて情報提供等を行っているところであるが、引き続き、安全 安心な電子商取引環境の整備に向けて、民間団体の取り組みも含めた情報提供や啓発活動を行ってまいりたい。
	電子自治体構築に向けた共通基盤の活用の推進	(意見1) 国民の利便性向上の観点から、マルチペイメントネットワークは電子自治体の構築に不可欠な民間決済基盤であるので、共通基盤に含め活用の取組みをいただきたい。(全国地方銀行協会)	平成15年8月に総務省から各地方自治体に提示された「電子自治体推進指針」において「マルチペイメントネットワークを活用した決済基盤を整備し、汎用受付システムとの連携を図ることが適当である。また、電子的な決済基盤の整備に向けて、指定金融機関等の金融機関との協議を早急に進めることが重要である。」と記述している。
	電子自治体構築に向けた支援	(意見1) 地方公金の収納事務は制度的に金融機関に委託されているため電子化が進んでおらず、国民の利便性向上、収納事務の効率化のために電子化の必要性を明示すべき。(全国地方銀行協会)	地方自治体においては、各種事務の電子化については地域の実情に応じて取り組んでいるところであり、電子納付についてもニーズを踏まえて順次進められるものと思料。 地方自治体における電子納付の取組状況については、毎年度当初に実施している「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」において既に対象項目としているところ。
	地方公共団体が取扱う手続の標準化 簡素化	(意見1) 電子納付実施の環境整備のため、法定受託事務と同様に事務や納付書様式を標準化すべき(全国地方銀行協会)	手続の見直しあたっては、個別手続の具体的なニーズや費用対効果を勘案して進めることとする。
	ITを活用した住民参画の促進	(意見1) 政策企画立案過程においてITを効果的に活用	政策の企画立案過程における住民参画については重要なテーマと認識しており、情報提供など必要な支援を実施してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		した行政と地域住民の協働を支援する地域行政システム（eデモクラシー）の普及促進（情報通信ネットワーク産業協会）	
	防災分野について	<p>意見1） 災害時における旅行者への情報提供のあり方についても検討すべき（西日本電信電話株式会社）</p> <p>意見2） 災害時において、公衆網、P網、FWA、衛星携帯、PHSと網を区別な使える方法を検討すべき（西日本電信電話株式会社）</p>	<p>情報弱者とは、情報が伝わりにくい立場にいる人という意味で捉えており、言葉の通じない外国人や土地に不慣れな旅行者などを幅広く指す言葉であると考えている。御意見の通り、旅行者も含めて全ての人に確実に情報が伝えられる方法を検討してまいりたい。</p> <p>防災分野においては、2005年度までに、大容量データ通信体系の整備やIP化に対応したデータ通信回線の整備など、防災体制の強化を図ることとしている。コピキタスネットワーク技術や分散型を有効利用する無線通信システム等の新しい技術については、今後の開発動向を踏まえつつ、防災分野への適用を検討してまいりたい。</p>
	高度道路交通システム（ITS）の推進について	<p>意見1） （1）道路交通情報提供の充実について、道路に設置しているカメラ動画、民間事業者と公共セクタが有する道路交通情報コンテンツ、プローブカー情報の活用など、さらなる多様な施策を追加するとともに、モバイル通信（無線等）への対応を行うべき。（社）電子情報技術産業協会） （2）業界共通で使えるプローブカーの情報整備、推進を2005年度中に着手するとともに、3メディア対応型VICS車載機の普及拡大に直結する施策の導入も検討すべき。（社）日本経済団体連合会）</p> <p>意見2） （1）走行支援システム及び安全運転支援システムについては道路管理等に活用できる技術が開発され、実証実験を終了しているシステムもあり、できるだけ早い時期から実用化展開を図るべき。（社）電子情報技術産業協会）</p>	<p>ご指摘の道路交通情報提供の充実及び3メディア対応型VICS車載機の普及拡大のための施策については、現在、検討を進めているところである。</p> <p>走行支援システムについては、一部の技術について道路管理等への利活用を図っているところである。また、安全運転支援システムに関するご指摘の点については、現在、実用化に向けた実証実験を進めており、2005年度までに全国展開を目指しているところである。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>(2)走行支援システム及び安全運転支援システムについては、既に実証実験を終了しているシステムもあり、早期の実用化展開を図るべき。また、4(2ウ)b)の DSRC 等を活用したスマートウェイ等のあり方に関して検討」と呼応した対応をとるとともに、VICS との連携や車車間通信の開発、活用を考慮すべき。(情報通信ネットワーク産業協会)</p> <p>(3)走行支援システム及び安全運転支援システムの推進に関して、ITS 世界会議 2004 でショーケースとして展開される当該システムを、2005年度より順次実用化すべき。(社)日本経済団体連合会)</p>	
		<p>意見3)</p> <p>(1)ETC の利便性向上のために、スマートインターチェンジ/サービスエリアの展開を強力に推進するとともに、更なる普及拡大に向けて制度、政策の展開をすべき。(社)電子情報技術産業協会)</p> <p>(2)スマートインターチェンジ/サービスエリア展開に当たっては、利活用者や地域活性化に実効ある箇所選択を実施し、強力に推進すべき。(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>ご指摘の点については、4(2ウ)a)の ETC 利用者に特化した多様な料金施策や既存のインフラの質向上を図るスマートインターチェンジの整備等により、ETC の利用を促進する取組の中で検討すべきことと考えている。</p>
		<p>意見4)</p> <p>DSRC 応用サービスの普及促進について、サービス自体の検討も重要であるが、DSRC 路側機の設置場所やそれらを繋ぐネットワークなどの検討も重要であり、あわせて推進すべき。(社)電子情報技術産業協会、情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>ご指摘の点については、4(2ウ)b)の DSRC を中心とする ITS の利活用の推進及びサービスの展開を図る取組の中で検討すべきことと考えている。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>(意見5)</p> <p>(1) 本年の ITS 世界会議で、官民連携して日本の ITS のビジョンを発表し、今後の ITS の指針を示すべきである。(社)日本経済団体連合会)</p> <p>(2) ITS の普及方策の強化を推進するに当たっては、目標期限付きの実用化の推進を盛り込んで頂きたい。また、ITS の将来ビジョンを策定するに際しては、官・官、官・民の役割を明確化し、共通のテーマについては、官・民の横断的な議論の場を設けて効率的な検討を進めるべき。(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>ご指摘の点については、4(2) 力の 2004 年の ITS 世界会議や 2005 年の愛 地球博において、官民を挙げた世界最先端の ITS を提示 実現するとともに、これを契機として、官民の連携 協調の下、ITS の普及方策について検討を進め、ITS の新たな展開を推進する 取組みの中で検討すべきことと考えている。</p>
【5 .高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保】	重要インフラのサイバーテロ対策について	<p>(意見1)</p> <p>重要インフラの情報セキュリティの確保するための諸方策の実施に際して、各事業者の経済的負担を軽減する支援策についても、併せて整備頂くことを要望する。(東京電力)</p> <p>(意見2)</p> <p>電力の安定供給に関わるシステムは、その重要性に鑑み、幾重のもの対策が講じられており、情報システムの不具合により、被害を局限化しなければならぬような事態が発生したことはない。従って、電力分野の情報セキュリティ対策については、従来どおり重要インフラの一つとして「重要インフラの情報セキュリティ確保に」一元化して実施すべき(電気事業連合会)</p>	<p>重要インフラが情報システムへの依存を一層高めつつある今日、情報セキュリティの確保が重要であるが、その一方で、これがために民間の自由な経済活動をいわずらに阻害することのないよう、両者のバランスに留意することが必要であると認識しており、技術的水準 及び 運用基準 については、官民で協力しつつ検討することとしたものである。</p> <p>このため、事業者の負担軽減のためにどのような方法があり得るかについても、各事業者等の意見を承りつつ検討して参りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力分野は、通信、金融など他の重要インフラが機能するために不可欠なサービスを提供しており、重要インフラの中でも特に重要な役割を果たしているため、「重要インフラの情報セキュリティ確保」とは別の項目として掲載することとする。 他方、これまで情報システムの不具合により、被害を局限化しなければならぬような事態が発生したことはないとの御意見を踏まえれば、今後、電力の安定供給確保のために必要となるのは主として過去に経験したことのないような攻撃に対しても万全の対策を講じることでありとされること、また、そのためには米国で実施されているような 情報セキュリティの最新動向に基づく演習 や 脆弱性情報の共有のあり方に関する調査研究 を行うことが有益であると考えられることから、記述内容

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
			<p>を以下のように変更することとする。</p> <p>電力分野における情報セキュリティ対策の強化（経済産業省） 情報システムに対する過去に経験したことのないような攻撃にも万全の対策を講じるため、2004年度中に、情報セキュリティに関する最新動向に基づく演習を実施するとともに、脆弱性等の情報共有のあり方に関する調査研究を実施する。</p>
	<p>情報セキュリティに関する周知啓発活動の推進において</p>	<p>（意見1） （1）「情報セキュリティに関する周知啓発活動の推進」においては、国民一般に向けた情報セキュリティに関する周知啓蒙活動を一層推進することある。これについては、定期的かつ継続的に進めていただきたい。また、企業に対しても、各種団体、協会などのルートを活用し、定期的な周知啓発活動を進めていただきたい。（CAJ）</p>	<p>情報セキュリティの確保のためには、広く国民一般に情報セキュリティの重要性とそのために必要な諸対策について理解して頂くことが不可欠。今後、定期的かつ継続的な周知啓発活動を進めて参りたい。</p> <p>また、我が国の国際競争力の強化と豊かな国民生活の実現のためには、諸々の企業活動が堅固な情報セキュリティに支えられ発展することが不可欠であると考えており、各事業者や各事業者団体のニーズに応じた周知啓発活動についても、定期的に進めて参りたい。</p>
	<p>情報セキュリティ基本法の作成について</p>	<p>（意見1） 情報セキュリティを破ることは犯罪である。情報セキュリティ基本法を作り、このことを、明確に規定するとともに、その線に沿って、刑法を改正すべきである。しかし、その際には今回のWINNY 製作者逮捕のような、既得権益を守るために、技術進歩を妨げるようなことがない様にしてください。</p>	<p>電磁的記録の不正作出、毀棄等については刑法で、また不正アクセスについては不正アクセス禁止法によりすでに処罰の対象とされていると承知している。</p> <p>なお、情報を不正に入手する行為の規制及び処罰の在り方については、様々な議論がなされているところであり、今後、そうした議論の動向も踏まえつつ、検討して参りたい。</p>
	<p>サイバー犯罪条約について</p>	<p>（意見1） 主要先進国でも批准が見送られているサイバー犯罪条約なのに、早期締結を視野に入れるのはおかしいのではないかと。既に批准してしまった条約なので、いまさら意見を述べても無駄なのかもしれないが、人権侵害の恐れもあるサイバー犯罪条約をたいした議論もせず早期に締結にもっていかうするのはおかしいのではないかと。</p>	<p>いわゆるサイバー犯罪による国民の被害や社会的損失の重大性とその取締りに係る国際協力の重要性に鑑み、サイバー犯罪条約に署名したものである。また、本条約においては、人権保障にも十分に配慮がなされており、国会においても、締結の承認がなされているところである。なお、署名国の多くも締結に向けた国内法令の整備を進めていると承知している。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	<p>・ストレージセキュリティエンジニアの育成について</p>	<p>(意見1) これまでは、情報セキュリティの一部としてストレージは捉えられてきたが、ストレージはセキュリティの中で重要な要素であるにもかかわらず取り組みが浅く、セキュリティを理解しながらストレージを管理できる人材の育成が必要。(日立ソフト)</p>	<p>・ご意見のとおり、ストレージセキュリティエンジニアの育成は重要であり、必要な人材育成に努めて参りたい。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
横断的な課題			
【1.研究開発】	健康、ストレス等にも配慮したヒューマンインターフェース技術の開発について	意見1) 聴覚刺激が生体に与える影響の研究や、健康・ストレス等にも配慮したヒューマンインターフェース技術開発を推進すべき。(個人、同旨2件)	・「コンテンツの生体への影響に関する調査研究」([1-2] 5. ア)d)i)や「ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発」(.1. (2) ア)などの施策を通じ、引き続き研究を進めて参りたい。
	安全、安心な社会の実現のための研究開発	意見1) 安心、安全な社会の実現という観点から、大規模災害への対応技術についても研究を推進すべき(社)電子情報技術産業協会、日本電気(株)	(1)p10 ウ)においては、災害及び攻撃から重要インフラを防御するため、その情報システムが最低限満たすべき技術的水準及び運用基準について官民で協力しつつ検討することとされているところであり、重要インフラの一つである情報通信インフラについても、災害や攻撃からの防御対策について研究を推進してまいりたい。
	超高速コンピューティングの開発	意見2) IT およびインターネットの脆弱な面の克服について集中投資を行い、安全安心な社会および国家的セキュリティの確保を推進願いたい(日本電気(株)) 意見1) 我が国が世界に誇る強い技術の一つである超高速コンピューティング開発を推進し、科学技術の革新的推進と技術の各種産業への展開による国際競争力強化を検討願いたい(日本電気(株))	(2)ご意見のとおり、安全安心な社会の実現及び国家のセキュリティの確保のために必要な技術開発の推進に努めて参りたい。 ・超高速コンピューター網の形成に資する基盤ソフトウェアの開発」(.[2]7.2)で超高速グリッド・コンピューティング環境を実現する基盤ソフトウェアの開発などを行っているところであり、国際競争力強化のために、引き続き研究開発を進めて参りたい。
	電子タグ	意見1) 電子タグに関しては、関係府省間で連携することで高度利活用に必要な技術超の共有化をはかり、世界最先端のIT 国家の実現を推進していただきたい(日本電気(株))	電子タグに関する施策については、引き続き関係省庁で一層の連携を図りつつ実施して参りたい。
	ユビキタスネットワークサービスの実用化に向けた研究開発	意見1) (1)ユビキタスネットワークの次の布石として、得られた情報を活用する高度情報処理技術についても研究を推進すべき(日本電気(株))	・「ユビキタスネットワークの実用化に向けた研究開発」(.[2]7.3))などで、ユビキタスネットワークに関する研究開発を行っているところであるが、ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		意見2) ネットワーク技術の開発にあたっては、端末側(車載、携帯)の技術開発と連携して推進すべきである。(社)日本経済団体連合会)	・「ユビキタスネットワークの実用化に向けた研究開発」(「[2]7.3」)でユビキタス ITS 技術の開発などを行っているところであり、ご指摘の点を踏まえ研究開発を進めて参りたい。
【2. ITを軸とした新たな国際関係の展開】	人材育成について	意見1) 技術者の育成のみならず、経営者の育成を図るべき。(西日本電信電話株)	経営者の IT 教育等については、基本的に民間における自主的取組に期待するところである。
	沖縄における情報通信産業の振興について	意見1) 沖縄の振興に向けての具体的な目標値を設定すべき。(西日本電信電話株) 意見2) 沖縄における情報通信産業の振興について、沖縄国際情報特区構想に具体的な物資輸送に関わる構想を盛り込む事を期待している。(日本電気株)	情報通信産業振興計画(沖縄県作成、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣同意)において、具体的な目標値が既に設定されている。 物流対策については、沖縄振興計画(内閣総理大臣決定)に盛り込まれているところであり、これに基づき、各種調査等が行われているところ。
【3. デジタルデバイドの是正】	年齢 身体的な条件の克服	意見1) 視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを楽しめる環境の整備」では、解説番組の普及についても目標を策定し、具体的取組を明記すべき。	解説放送については、デジタル放送が開始されて間もない現時点では、依然技術的な課題等が大きいことから、普及目標策定は困難である。なお、放送法の努力義務規定の趣旨を踏まえ、解説番組等の制作に対する助成や、放送事業者に対して解説放送拡充の要請を行っているところであるが、今後とも解説放送のニーズの動向等も踏まえつつ、引き続き普及促進に努めてまいりたい。
		意見2) 歩行空間のバリアフリー化についてはインフラ・ハード面のみならず、ソフト・コンテンツ面での充実も推進すべきである。(社)電子情報技術産業協会)	・(2) 公共空間のバリアフリー化の通り、研究開発等を進めているところであるが、ご指摘の点についてはその中で検討すべきことと考えている。
		意見3) 本年の ITS 世界会議でショーケースとして展開されるシステムおよび、愛地球博における実証実験を第三者機関で評価し、統一された標準仕様を早期に策定すべき(社)日本経済団体連合)	・(2) ア)において、障害者等の安全で円滑な移動支援システムを利用できる携帯端末等に関する実証実験を2005年に愛地球博において行い、2006年度までに標準仕様を策定する」としており、実証実験の第三者機関による評価についてはその中で検討すべきことと考えている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>(意見4) 障害者や高齢者が容易に利用できる情報通信関連機器 システムの開発の促進施策の検討に対しては、パソコン等の単体機器のアクセシビリティ向上にとどまらず、携帯電話や情報家電端末に付属してアクセシビリティを高めるような支援機器(骨伝導電話機など)やソフト(読み上げソフト)等も含めた総合的なアクセシビリティの確保も考慮すべき。(情報通信ネットワーク産業協会)</p> <p>(意見5) ユニバーサルデザイン概念を、政府として普及啓発に務めるべきである。</p> <p>(意見6) 社会資産として障害者サポートがつづくよう地域でのボランティアをどう整備するか行政上部行政中央ははっきり方向を示すべき。</p>	<p>・「(2) 障害者、高齢者、子どものための情報通信関連機器 システム、サービスの開発等」の通り、ヒューマン・インターフェースについて総合的な研究開発が進んでいるところである。</p> <p>・「(2)年齢・身体的な条件の克服」の通り、年齢、身体的な条件により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう施策を推進しているところであるが、ご指摘の点については今後の参考とさせていただきます。</p> <p>・「2.(3) ア 地域における情報バリアフリーの推進」の通り、地域における IT 利用を総合的にサポートする体制のモデルを検討し、障害者・高齢者の IT 活用の拡大を図ることとしている。</p>
【5.国民の理解を深めるための措置】	国民の理解を深めるための措置として必要な施策	<p>(意見1) (1)国民による利活用の拡大のためには、IT 化の必要性和 IT を利用することによって個々の国民にどのような便益もたらされるのかをきちんと説明するとともに、IT 利用における安全性等に関する不安を解消していくことが必要である。国民の理解を深めるための措置として以下の取り組みについて検討願いたい。 (2)国民の IT 利用における安全性等に関する不安を解消するため、職員に対する教育、システムの安全性、リスクマネジメント等に対する説明を繰り返し行い、国民の不安を軽減すること (3)IT 利活用に対するインセンティブの付与</p>	<p>情報セキュリティ教育をはじめとする情報セキュリティ対策の実施は、元氣 安心 感動 便利 社会の基盤となる情報セキュリティの確保を実現し、安心してインターネット等を利活用できる環境を構築する上で不可欠と考えており、重点計画2004においても、情報セキュリティの普及啓発種の一環として、不正アクセス、違法 有害な情報の流通その他の不正行為といった IT の影の部分に対処するための様々な対策を推進することとしている。 また、IT 利活用に対するインセンティブの付与については、IT 利活用の拡大のために有効と考えられるところ、官と民および中央政府と地方自治体との役割分担も踏まえつつ、今後の施策検討に当たったの参考とさせていただきます。</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		例)IT 納税の場合の税率引き下げ、もしくは割引適用 IT 利用の場合の手数料引き下げ 先行受付 (各種申込みや申請手続き) (情報通信ネットワーク産業協会)	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
【電子政府構築計画(改定案)】	基本的な考え方について	(意見1) 「電子政府構築の原則」について、電子政府の利用者(国民、企業、団体、外国人等)のニーズを十分に把握、分析し、それを公表すると共に利活用を促進することが重要。(日本BM)	電子政府構築計画はe-Japan重点計画2004の一部であり、他の重点計画の施策と同様にPDCAのサイクルに則って行くものである。
		(意見2) 今回のe-Japan計画に、アクセシビリティやユニバーサルデザインについて、基本原則として触れているのは、日本政府の方針としても非常に良いにこだと思う。 日本は世界一の高齢国家であり、団塊の世代以降の知恵を若い世代に伝えること、およびそのような層を視野に入れたIT開発が喫緊の課題です。まちづくりにおいても、世代を超えた交流と情報共有が必要。	・電子政府の総合窓口(E-gov)及び各府省ホームページについて高齢者・障害者にも利用しやすいものとするためウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)策定動向も踏まえ、必要な改善を図る」としていただく。
		(意見3) 計画の期間・見直し等について、電子政府にかかわる施策を政策評価の対象とすることや、外部有識者の知見の活用、所要経費や効果の公表は素晴らしい仕組みであり、是非早期に原則として全ての電子政府施策(システムを含めて)について実施し結果を公表いただきたい。(日本BM)	政策評価は、行政機関が行う政策が全て対象となるものであることから、電子政府のみ全ての電子政府施策について政策評価を行うことは他の政策に対する評価との関係から難しいが、出来るかぎり政策評価を行ってほしい。また、電子政府の主要施策の所要経費効果の明示は引き続き行ってほしい。
行政ポータルサイトの整備・充実について	(意見1) 行政ポータルサイトの整備・充実やワンストップサービスの拡大につきまして利用者の真のニーズが何でそれをどう認識・把握しどう改善するのかと言う点が述べられていません。利用者のニーズ・要件の分析・定義を従来に増して重視していただきたい。(日本BM)	今後の行政ポータルサイトの整備等に当たって、引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービス改善に取り組んでほしい。	
政府調達手続きの電子化について	(意見1) 政府調達手続きの電子化について、契約の電子化は調達手続きの全プロセスにわたる	ご指摘も踏まえ、契約の電子化について検討してほしい。	

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>合理化 効率化のために望ましいことであるが、その前提として現行の調達情報の公示、入札、開札の電子化をより推進すべきである。 (日本 BM)</p>	
	<p>・オンライン利用の促進のための環境整備について</p>	<p>(意見 1)「オンライン利用の促進のための環境整備」に述べられています諸施策は大変重要であり是非推進していただきたいと考えます。 電子的サービスの利用件数の公表など、利活用を評価し改善につなげてゆくプロセスを導入することが重要。(日本 BM)</p>	<p>電子政府構築計画に沿って、オンライン利用状況や改善要望等の把握 分析を行い、改善を図るなど、オンライン利用の利便性を実感できるよう取り組んでまいります。 また、オンライン利用の状況を分かりやすく公表することを検討してまいります。</p>
	<p>・利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善について</p>	<p>(意見 1)に民間企業でお客様センター等の名称で広範に導入されています CRM の考え方、手法、仕組み及びパッケージ・ソフトを導入し実施されることを強く提案する。(日本 BM)</p>	<p>・ご意見については、今後のシステム整備や府省横断的な取組の検討に当たって、参考にさせていただきます。</p>
	<p>電子政府利用支援センターについて</p>	<p>(意見 1)電子政府利用支援センターは当初は e-Gov の利用方法の相談 案内からスタートさせることは妥当と考えますが、それにとどまらず府省横断的なお客様センターとして位置づけ、整備 拡張されることを計画に盛り込み推進していただくことを要望する。 (日本 BM)</p>	<p>・ご意見については、今後の府省横断的な取組の検討に当たって、参考にさせていただきます。</p>
	<p>年金の個人情報の提供について</p>	<p>意見 1 年金未納が問題となっているが、社会保険庁が年金システムを見直す際には、一般個人が社会保険庁のホームページにアクセスすれば、自分の年金支払い実績を確認できるようにしてほしい。 また、1年に1回、支払確認書を印刷し、郵送してもらいたい。</p>	<p>社会保険庁としては、昨今の年金に対する国民の関心の高まりや多様化するニーズに応えるため、年金の個人情報の提供を図っていい体制を整備することは、大変重要であると認識している。 年金の個人情報の提供にあたっては様々な方法が考えられるが、本人確認を厳密に行いつつ、インターネットにより、これまでの加入記録等についての回答を可能とするよう検討を進めてまいります。 また、年金加入記録等の個人情報のお知らせを郵送で可能とすることについては、現在 58 歳到達者について行っており、今後、段階</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
			的に年齢を引き下げることについて検討してまいりたい。
	国民が関心の高い情報発信について	(意見1) 必要な情報が、必要なときに入手できることは、国民にとって何よりのメリットであり、こうした取り組みには大いに賛同する。一般国民にとって直接的な機会が少ない電子申請・電子調達よりも身近な工利活用例として、国民の関心が高く、タイムリーなものについて、今後も積極的にインターネットを利用して情報発信に取り組んでいただきたい。(日本電気)	国民の関心が高い情報のインターネットによる提供については、ご指摘の点も参考にしつつ、推進してまいりたい。
	業務 システム最適化について	(意見1) 業務 システム最適化」について人事・給与システムが効果の試算や詳細な情報公開がされていることは、先導的ケースとして高く評価されると考えます。 今後の他府省への展開につきましても横断的な業務最適化の達成のためにも最適化計画に引き続 実施 設計 開発 運用 段階での透明で効果的な調達が行われるよう期待する。 (日本 BM)	業務 システム最適化計画、また、その事前段階としての業務 システムの見直し方針については、インターネットその他の利用により公表することとしている。 また、最適化計画に基づき整備するシステムの仕様書等についても、インターネットを通じ広く一般の利用に供することとしているところ。
		(意見2) 業務 システムの最適化」については、将来にわたって行政各機関のシステム連携やデータ連結が円滑かつ安定的に行われることが利用者サービスをより向上させることになると考えます。この点から、単なるオープンシステム化にとどまらず、「オープンスタンダード」に準拠したソフトウェア、システムを採用されることが必要である。 (日本 BM)	業務 システムの最適化に当たっては、ご指摘のとおり、オープンシステム化のみならず、一般に普及していない特定の技術によることなく、国際的な標準技術を採用することとしているところ。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	府省共通業務 システムの最適化について	(意見1) 府省共通業務 システムの最適化については 最適化ガイドライン」に則って行われるものと理解していますが、民間企業で大きな成果をあげていますBPRの考え方 手法を導入するとともに、ERPのソフトウェア・パッケージを最大限活用されることを提案する。 (日本BM)	業務 システムの最適化に当たっては、ご指摘のERPパッケージソフトウェア等の汎用パッケージソフトウェアの活用を優先的に検討することとしているところ。
	国庫金支払事務全般について	(意見1) 民間企業や個人における支払については、電子媒体やATM を利用した振込がすでに定着しているものの、国庫金の支払にあたっては、依然として、現金払いや書面ベース(国庫金振込 送金依頼書)での振込 送金が行われていることから、事務処理の円滑化を図る観点から、電子媒体を利用した振込(オンラインまたはFD等の媒体を活用)に切り替えていただきたい。(全国銀行協会)	内部管理業務の業務 システム最適化計画については、現在、平成16年7月までの策定に向け作業を進めているところであり、ご指摘についてもかかる検討を行う上での参考とさせていただきます。
	内部管理業務の業務 システム最適化計画について	(意見1) 人事 給与等業務については、人事 給与等業務 システム最適化計画」において、民間金融機関の協力を得て、民間金融機関のインフラ整備にあわせて、官庁会計事務データ通信システムとの連携を図りつつ、各府省等は、…「センター支出官による集中型」に切り替えるなどの措置を講じる」とされているが、計画の策定にあたっては、民間金融機関の事務運営 システム開発等に配慮していただきたい。 (全国銀行協会)	人事 給与等業務 システム最適化計画 第3(1)において 民間金融機関の協力を得て、民間金融機関のインフラ整備にあわせて、官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)との連携を図りつつ、…と明記しており、日本銀行等を通じて、さらに連絡を図りつつ作業を進めていくこととした。
	・その他官房基幹業務について	(意見1) 人事 給与等業務のほか、謝金 諸手当、補助金及び旅費の各業務についても、業務の改革を行ったうえで、徹底したシステム統合により重複投資を避けるなど、全体最適の観点から組織論断的に取り組み、業務 システムの最適化を図る」とされている。	内部管理業務の業務 システム最適化計画については、現在、平成16年7月までの策定に向け作業を進めているところであり、ご指摘についてもかかる検討を行う上での参考とさせていただきます。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		この業務の見直しの一環として、これらの業務に係る資金の支払にあたっては、国庫金送金通知書」による送金（委託送金銀行払 など）に代え、事務処理の円滑化を図る観点から、電子媒体を利用した振込（オンラインまたはFD等の媒体を活用）に切り替えていただきたい。	
	国家公務員給与の全額振込化について	<p>（意見1）我々一般国民の給与が振込になってから久しいが、公務員が未だに現金で給料を受け取っているのには驚いた。現金での受け取りは小遣いを抜き取るには便利かもしれないが、その分、税金が無駄に使われていることを自覚して欲しい。17年度までと悠長なことを言わず、直ちに100%振込に切り替え、コストを削減すべきである。</p> <p>（意見2）国家公務員給与の全額振込化について、ディスクロージャーを一層進めるべき。官庁毎の振込化比率だけでなく、官署毎の振込比率や職員数も公表すべき。</p> <p>（意見3）給与の全額振込化比率が低い経産省、国交省、農水省、厚労省、財務省は、官署毎の振込化比率や職員数、計画を公表すべき。府省別の電子政府構築計画に記述を加えるべき。</p> <p>（意見4）予め調査時点（最低年2回）を公表したうえで、府省毎の全額振込化率や職員数を公表し、引き続き振込化比率が低い場合には、CIO連絡会議等において振込化比率の向上にあたっての対応を検討すべき。（全国銀行協会）</p>	国家公務員の給与全額振込については今後も強力に推進し、毎年、年2回（9月、3月）全額振込の状況についてフォローアップを行なう。フォローアップの際には、官署毎の振込化率や職員数を公表する。なお、府省毎の電子政府構築計画にも給与全額振込化について盛り込む。
	府省内各部門の連携強化について	（意見1）府省内各部門の連携強化は大変重要であり是非具体的な実現を期待いたします。また、電子政府構築推進体制の中核となる組織の強化を図るべきであり、予算権限を持ち、強いリ	各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議を中心に関係府省が連携協力して各種施策に取り組む所存。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>ーダーシップを発揮でき、先進技術に通暁した、各府省から独立した組織が望ましいと考える。(日本BM)</p>	
	<p>・IT専門職の重要性</p>	<p>(意見1)行政内部におけるIT専門職の重要性を明確にされ、役割機能を定義し文書化されると共に、養成、スキルの習得のための具体的な施策が推進されるよう強く要望する。(日本BM)</p>	<p>人材育成については、電子政府構築に当たって重要な課題として認識。従来から、各府省の静臥化を担う中核要員の育成を目的とした「情報システム統一研修」を総務省において実施しているところであるが、引き続き、行政内部における人材育成のための施策を推進してまいりたい。</p>
	<p>情報システムにかかわる政府調達 の改善について</p>	<p>(意見1)情報システムにかかわる政府調達の改善について、これらの諸施策が各府省の調達案件に適用されているかをモニターし、そうで無い場合は遵守されるよう徹底をお願いする。さらに、対象機関として各府省のみならずWTOの政府調達協定の対象となっている全ての機関組織とするよう、この旨の文書を出すよう強く要望する。(日本BM)</p> <p>(意見2)さらに、情報システムにかかわる政府調達については更なる改善をお願いしたく以下の内容の早期実現を強く要望する。 総合評価に於ける価格点の割合を2.5%までとする。 損害賠償については契約額を上限とする。 請負契約の成果物の権利の帰属先を受注者とする。 ソフトウェア開発の調達においての単月単価による見積もりを廃止し、ファンクションポイント等のソフトウェアエンジニアリングに基づいた見積もり方法を採用する。 発注者・受注者に公平な動機付けのために、報奨付定額契約方式を導入する。</p>	<p>・「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)に基づき各府省については、各府省の取組状況をフォローアップする等により、質の高い低廉な情報システムの調達等を推進することとしている。なお、各府省の取組が「政府調達に関する協定」の対象機関の参考にもなるよう取り決めやフォローアップ結果をインターネットで公表してまいりたい。</p> <p>・「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)に基づき、また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)に基づき、各府省において適切に判断の上、対応すると考えるところ。 については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、複数年にわたり当初の落札業者と契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約により実施することとしている。 また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」においては、各府省において案件に則したソフトウェア開発の見積り方法がとられていると考えている。 さらに、「情報システムに係る政府調達制度の見直しやIT化に対応した業務改革等</p>

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		<p>賃貸借契約については自動更新条項を入れ、年度更改時の無駄な事務作業を削減する。</p> <p>適正な会計処理を行う為に、契約日遡及慣行を是正し、実際に捺印行為が行われた日を捺印日にする。</p> <p>市販品、汎用品の調達については、米国連邦政府が採用している「GSAスケジュール契約」のような合理的、効率的方式を導入する。</p> <p>「オープンソース・ソフトウェア」「オープン・スタンダード準拠のソフトウェア」の積極的採用を行う。(日本BM)</p>	<p>における今後の検討の参考とさせていただく</p> <p>なお、については、知的財産権侵害を踏まえ結論を得ることとしている</p>